

平成22年度 第3回

村長記者会見資料

平成22年12月22日

東海村

平成22年度 第3回村長記者会見案件

NO	課名	案件名	ページ
1	政策推進課	第5次総合計画基本構想について	1~36
2	政策推進課	原子力センター構想（仮称）について	37~60
3	政策推進課	窓口業務時間延長について	61
4	介護福祉課	知的障がい者チャレンジUPについて	62
5	保健年金課	子宮頸がんワクチン助成事業について	63
6	原子力対策課	「JCO臨界事故から10年を迎えて～語り継ぐ思い～」の発行について	64
7	社会教育課	平成23年成人の集いの開催について	65
8	消防本部	平成23年消防出初式について	66~68
9	総務課	定例議会（12月）議案について	69~71

東海村第5次総合計画

序 論 (第2次案)

基本構想 (※議決)

前期基本計画 (第2次案)

平成22年12月

東 海 村

序 論

第1章 総合計画の策定にあたって

1. 第4次総合計画策定時の背景

第4次総合計画が策定された1990年代末は、戦後50年の歩みが総括され、経済大国を目指して経済成長を追求してきた日本社会の仕組みが大きく問い直された時期でした。90年代初頭には、戦後日本社会が企業中心の「企業社会」であった点が指摘され、国全体の経済成長や企業の成長が一人ひとりの生活のゆとりと豊かさにつながっていないことが問題にされました。仕事中心の男性のライフスタイルを見直し、日本社会の構造を「経済大国」から「生活大国」へと方向転換することが国の方針として打ち出されたのも、この頃でした。また、阪神淡路大震災と地下鉄サリン事件などの未曾有の災害や事件を経験することにより、それまで私たちが当たり前のように思っていた社会の「安全・安心」が大きく揺らぎ、その後の重要な社会的課題のひとつとなりました。

このように、90年代末に策定作業が開始された第4次総合計画は、20世紀が終わりを迎えるという時期に日本社会が大きな転換点を迎え、しかも未曾有の事件や災害を経験する中で従来の価値観やものの見方、考え方、大きく言えば20世紀的な世界観が揺らぎかつ問い直される中で、そのような社会の大きな変化を強く意識しながら、多くの村民が参加し、議論して作り上げたものと言えます。しかも、策定作業中の1999年に起きたJCO臨界事故^{*}は、「安全・安心」というテーマをはじめとして、歴史的転換点を迎えた日本社会が直面する重要課題に東海村が先進的に取り組む必要性を、これまで以上に強く印象づける出来事となりました。

2. 第5次総合計画を策定するにあたっての基本的認識

このような時代状況の中で策定された第4次総合計画は、一人ひとりの多様な生き方、考え方の尊重、男女共同参画社会の必要性、地方分権の一層の進展、自然環境との共存などを強く意識した内容となっており、そこで打ち出された基本理念およびまちづくりの視点は今回の第5次総合計画でも継承・発展・深化させる必要があると考えます。そのためにも、第4次総合計画の10年間の歩みを振り返り、第5次総合計画を策定するにあたって踏まえておくべき基本的な社会状況を確認しておく必要があります。

(1) 安全・安心の確保

第一に、21世紀に入ってから、「安全・安心」というテーマが防災や防犯に関わる問題だけではなく、雇用、医療、福祉、教育や食生活をはじめとした生活全般にまたがる問題として注目されるようになってきています。働くことは私たちの暮らしを支えるもっとも基礎的な営みでしたが、この10年間に雇用はますます不安定化し、失業率は上昇し、派遣労働やパート労働、アルバイトなどの働き方が拡大してきました。その結果、生活全般が不安定化し、多くのリスクをかかえた生活を余儀なくされる人が増大してきています。他方で、暮らしの「安全・安心」を保障するはずの福祉や医療などの制度自体に競争原理が持ち込まれ、社会的な「安全網＝セーフティ・ネット」の機能を弱体化させてきています。

(2) 真に主体性のある住民自治の仕組みづくり

第二に、構造改革、規制改革などの一連の流れで、地方分権改革についても従来の国の責任や役割を地方の責任・役割に移行させるようになってきています。特に、暮らしの安心を保障する柱とも言える医療や福祉については、国が公的サービスの最低限の質保障を行うという考えから、地方が独自に質保障の基準を設定して責任を持つ考え方に大きく転換しつつあります。それだけに、今後は、市町村が暮らしのセーフティ・ネットを整備しその質を維持・向上させる役割が拡大し、村としても大きな課題となります。基礎自治体である村が住民生活を守るためには、住民が地域の真の主人公となり、地域の個性と主体性を重視し地域社会を再構築する必要があります。そのためにも、住民自治の仕組みをより一層発展させていくことが重要です。

(3) 明確な理念と長期ビジョンに基づく政策の優先順位づけ

第三に、国が主導してきた大型公共事業の役割が社会変化に応じて見直されるようになりました。治水治山や地域振興の効果だけでなく、環境の改変や地方の財政負担の増大など負の側面も認識されるようになってきています。このような国レベルでの変化の流れを受け止めて、住民の生活ニーズを的確に把握し、公共事業・公共サービスの点検評価や行財政の優先順位づけに住民が参加する仕組みを整備する必要があります。この点でも、住民自治の仕組みづくりという課題が今まで以上に重要性を増してきています。この間、国の補助金や地方交付税交付金などの削減が進められて地方財政の厳しさが増してきており、例外的に財政状態の良い当村のような自治体においても、行財政運営に住民の叡智を結集し、地域の個性と主体性を重視し、地域の資源と潜在的可能性を最大限活かした地域振興の取り組み、そのための長期ビジョンの構築が求められています。

(4) 全ての人自立できる社会の確立

第四に、あらゆる分野、あらゆるレベルで「自立」が強調されるようになりました。「地方」は「中央」、国からの自立が求められるようになり、高齢者や障がい者など従来社会的保護の対象とみなされてきた人たちも、社会福祉制度などからの自立、制度への「依存」からの脱却、そして相応の負担が求められるようになってきています。若者の「自立」も社会問題化してきています。このような中であらためて「自立」の意味を問い返す必要性が出てきています。全ての人「自立」するためには、地方自治体の「自立」ということも含めて、そのような自立を可能にする一定の条件や仕組みの整備が不可欠です。すべての個人を尊重し、一人ひとりが主権者として自己決定し、主体性を発揮できるような制度的条件を地域に確立していく必要があります。

(5) 多様な生き方、新しいライフスタイルを支える行政理念と仕組みづくり

第五に、多様な生き方・新しいライフスタイルへの対応がこれまで以上に求められるようになりました。働き方はもとより、学び方、遊び方、住まい方など、時間の使い方も多様化しています。行政サービスも、多様なライフスタイルを前提にすることが求められています。働く女性の増大と若年層での就職難、雇用の全般的な不安定化などの変化は、社会の仕組みや行政サービスの在り方など、あらゆる施策に男女共同参画の視点での見直しを迫っています。男性の育児休業取得促進をはじめとして、仕事とその他の生活のバランス（ワーク・ライフ・バランス）や男女共同参画社会の形成が大きな政策課題となっていることに象徴されるように、多様な生き方、新しいライフスタ

イルを支える行政理念とアクションプランの構築などを着実に推進することが重要です。

(6) 原子力と地域社会の関係の再構築

最後に、東海村の歩みを振り返り、その将来を考えると、原子力と地域社会の関係について取り上げないわけにはいきません。

JCO臨界事故*という未曾有の事故は、国の原子力安全・防災対策のあり方を根本的に見直す契機となっただけでなく、住民の安全を守るという点において基礎自治体である村の主体性がいかに重要であるかを明確に示す結果となりました。各種アンケートの結果を見ると、今でも住民の大半が原子力安全・防災対策の強化を強く望んでいることがわかります。この10年間、村は、原子力安全対策・防災対策について、住民の意見を反映させる場を設けるなど安全・安心に繋がる取組みを強化するとともに、併せて、村の立場、主張を国や県に伝えてきました。今後は、周辺自治体や他の原子力立地自治体とも連携し、住民と村が協働して、安全・安心な暮らしの実現に向けた更なる取組を進めていく必要があります。

また、東海村と原子力の将来像を描くことも重要課題になっています。東海村は、国の原子力政策を半世紀に亘って先導(＝パイオニア)してきました。2年前に大強度陽子加速器施設(J-ARC)*が稼働を始めたことにより、世界の原子力科学の中心地の一つとしても数えられるようになりました。国の原子力政策も転換期を迎えているなど東海村の原子力が新たな時代に入ろうとしている中、原子力の有益性とともな危険性も十二分に認識している東海村は、原子力においても「地域主権」の理念を重視し、東海村らしさを活かしながら、原子力と地域社会が調和したまちづくりを推進していかなければなりません。

村では、「東海村を原子力センターにする懇談会」を設置し、東海村と原子力の将来像について鋭意検討を行い、その結論を「原子力センター構想(仮称)」としてまとめ、この構想に沿って関連する政策・施策を推進していくことにしています。その際には、国や県、あるいは原子力関係機関や専門家まかせではなく、村民や周辺住民の叡智も結集して村としての主体性を発揮すること、また、自由な議論が保証され、国際的にも開かれたオープンなまちづくりを目指すことが必要です。科学技術の有用性や利便性だけでなく、社会に与える影響も含めて幅広い視点で村民一人ひとりが自ら主体的に考え、原子力と多様な関わりが選択できてこそ、原子力科学・原子力エネルギーと地域社会が調和した21世紀型の新しいまちが形成できるでしょう。

3. 第5次総合計画策定の経緯

このような基本的認識を前提に総合計画を策定するために、私たちは以下のようなプロセスと体制で策定作業を進めてきました。

平成20年12月、委員18名からなる総合計画審議会に対し、「真に豊かな社会の実現と10年後も持続可能なまちづくりを目指した東海村の第5次総合計画の策定にあたり、貴審議会の意見を求めます」との村長諮問がなされ、検討が開始されました。第4次総合計画においては、総合計画審議会は計画案に関して諮問をうけ答申を出す役割を担っていましたが、第5次総合計画においては、計画策定の最初の段階から、計画策定の中心的な機関として位置づけられたことが大きな違いといえます。総合計画審議会では、平成20年12月より、村民アンケートの結果および庁内において作成した政策評価シートをもとにした第4次総合計画の実施状況の評価を行い、前計画の反省を踏まえた検討を開始しました。また、総合計画審議会では、平成21年6月に5名の委員からなる「起草委員会」を設置し、基本理念など基本構想の核となる部分の検討を進めました。

一方で、前期基本計画部分の検討については、平成21年7月に、17名の委員からなる「基本計画策定委員会」と、6部会、合計92名の委員からなる「基本計画策定部会」を設置し、村民の参加を得て、検討を開始しました。さらに、庁内組織として合計約100名の職員からなる「庁内ワーキングチーム」を設け、「基本計画策定部会」において検討するための資料作成などを行ってきました。また、策定委員会では、平成22年6月に5名の委員からなる「小グループ検討会」を設置し、前期基本計画の素案の作成を行うなど、実質的な議論を重ねることを重視して策定作業を進めてきました。

以上のように、第5次総合計画は、策定段階からの住民参画と行政と住民の協働を重視し、前回第4次総合計画策定時以上に住民との協働作業を強化し、住民参画型手法を拡大することを意識しながら計画策定作業を続けてきました。「総合計画審議会」、「計画策定委員会」、「基本計画策定部会」、「起草委員会」、「策定委員会小グループ」の参加者は、延べ139名*であり、そのうち東海村内に居住する住民は延べ113名*に上りました。このほかパブリックコメントの実施を通して広く村民の意見を求めるなど、多様な住民参画の手法を採用し、第5次総合計画を策定しました。

※途中交代および退任の委員がいるため、文章中の各委員会の委員数と、延べ人数は一致しません。

用語説明：JCO 臨界事故

1999年9月30日午前10時35分頃、JCO 東海事業所転換試験棟で濃縮度18.8%のウラン16.6kg程度の硝酸溶液を沈殿槽に注入したため臨界事故（注）が発生した。10月1日午前、原子力安全委員会緊急技術助言組織の助言を受けて沈殿槽外周のジャケットを流れる冷却水を抜く作業を行い、10月1日6時15分頃約20時間続いた臨界状態が終息した。

この事故により、JCOの3名の作業員が重篤な被ばくで入院し、懸命な医療活動にもかかわらず2名が死亡した。地元住民に対しては、半径350m圏内の住民約500人の避難および半径10km圏内の住民約31万人に屋内退避措置がとられた。

この事故によって環境に放出された放射性物質は極めて少量で、また放射線の被ばく線量も少なく住民の健康に影響を及ぼすものではないと判断された。

（注）臨界事故

核燃料物質を取扱う施設において、臨界管理に失敗し、予期しない臨界が発生した場合を臨界事故という。例えば、誤操作などにより、形状管理されていない槽などに臨界量を超える核燃料物質を追加した場合などに臨界事故が発生する。臨界状態になるとガンマ線、中性子線および核分裂エネルギーによる熱が発生し、作業員に過大な放射線被ばくを与えることがある。

【出典：財団法人 原子力安全技術センター「原子力防災基礎用語集」】

用語説明：大強度陽子加速器施設（J-PARC）

大強度陽子加速器施設 J-PARC (Japan Proton Accelerator Research Complex) は、世界最高クラスの大強度陽子ビームを生成する加速器と、その大強度陽子ビームを利用する実験施設で構成される最先端科学の研究施設です。【出典：J-PARCセンターホームページ】

第2章 総合計画の構成と期間

1. 総合計画の性格

総合計画は、本村における総合的かつ計画的な自治体運営を図ること等を目的として定めるものであり、本村における最上位の計画として策定します。

2. 総合計画の構成と期間

(1) 基本構想

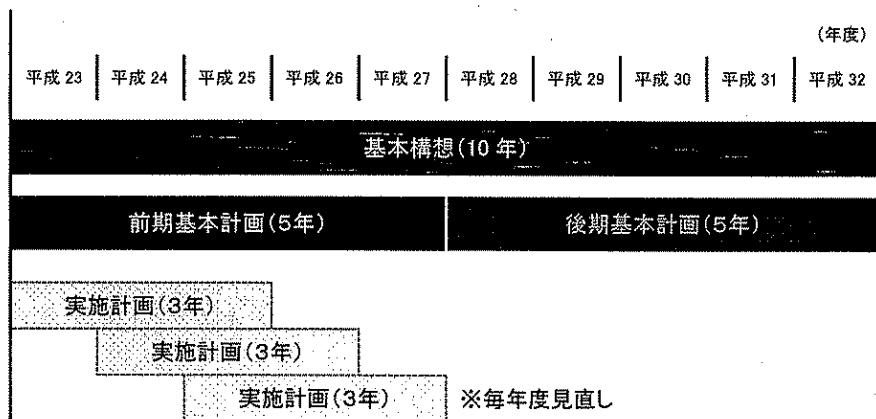
今後の自治体運営の基本理念やこれに基づく基本目標を定めるとともに、その実現に向けた推進方策を示すものです。

基本構想の期間は、平成23年度から平成32年度までの10ヵ年とします。

(2) 基本計画（前期基本計画）

基本計画は、基本構想に掲げる基本理念・基本目標を実現するために、各分野の将来像を定めるとともに、各分野で取り組むべき政策・施策等を総合的・体系的に明らかにするものです。

前期基本計画の計画期間は、平成23年度から27年度までの5ヵ年とします。



※実施計画：基本計画に示された目的を達成するために、財政面との整合性を図りながら、必要な事業を明らかにする計画として、毎年度作成するものです。

第3章 東海村の現況

1. 地理的条件

(1) 位置

東海村は、茨城県の県庁所在地、水戸市の北東約 15 km に位置し、東京からは約 110 km の距離にあります。東は洋々たる太平洋に面し、西は那珂市、南はひたちなか市、北は久慈川をはさんで日立市と接しています。村域は、東西約 7.9 km、南北約 7.9 km、総面積は 37.48km² となっています。

(2) 地勢

久慈川の南側と真崎浦、細浦などの低地は沖積層で、水田地帯となっています。一方、台地は洪積層で、畑地と平地林が広がり、東へ緩やかに傾斜したその先端が砂丘となっています。なお砂丘は現在、(独)日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター、日本原子力発電(株) 東海発電所・東海第二発電所などの敷地として活用されています。

2. 沿革

明治 22 年 (1889 年) の自治制施行に際し、村松村、石神村となり、昭和 30 年 (1955 年) 3 月 31 日、町村合併促進法によって両村が合併し、東海村となりました。

翌昭和 31 年 (1956 年) には、日本原子力研究所の設置が決定し、以後、数々の原子力関連施設が設置され、先端技術とともに歩んできました。東海村では、安全の確保を最優先し、「原子力平和利用推進・核兵器廃絶宣言」を行うなど、村民の生命や財産を守り、安心して暮らせるまちづくりを実践してきました。

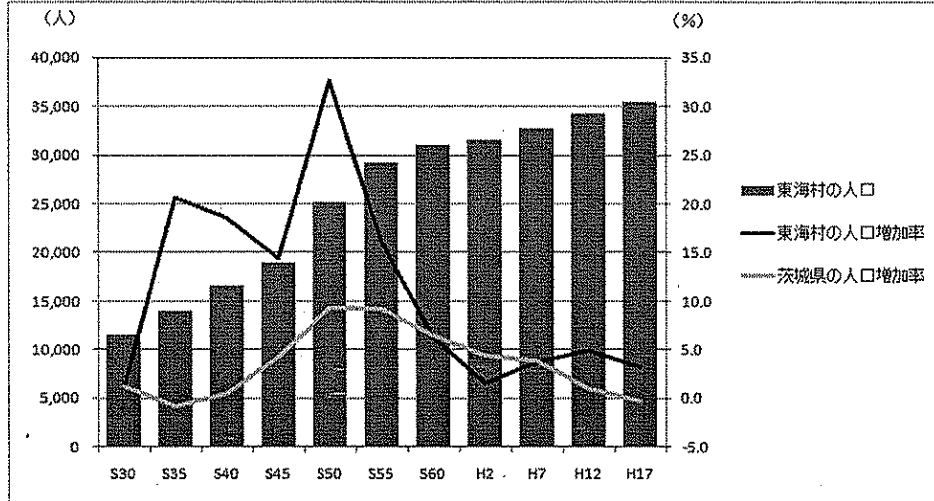
また、地元住民と新住民との融和に努め、「東海まつり」をはじめとするさまざまなイベントを開催し、村としての一体感を盛り上げてきました。国際交流の面では、アメリカ・アイダホフォールズ市と姉妹都市盟約を結び、交換留学生の派遣や受け入れを行うなど、友好を深めてきました。

そして現在、村が抱える課題に住民と行政が協働で取り組みながら、誇りと愛情を持てるまちづくりを推進しています。

3. 人口

東海村の人口は長期的に増加傾向を持続しています。平成 21 年 10 月現在の人口は 37,519 人となっています。

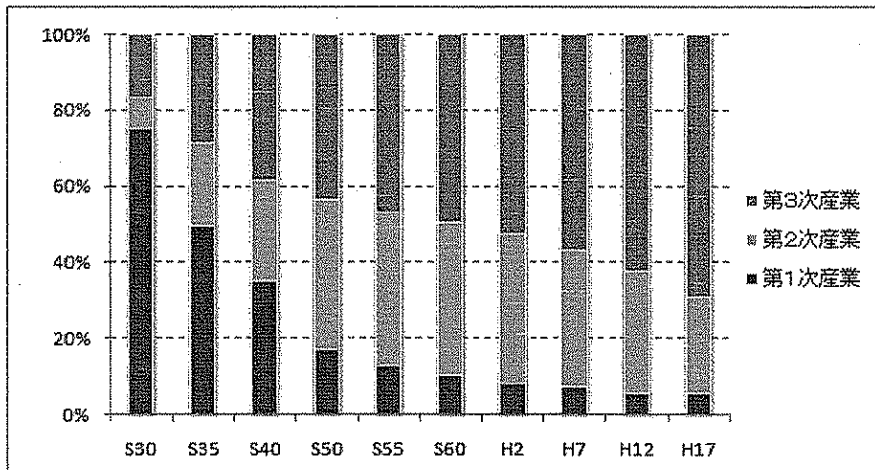
東海村の人口の長期推移（総務省「国勢調査」、茨城県「常住人口調査」）



4. 就業構造

東海村の就業構造は、第 1 次産業の割合が減少傾向にあり、第 3 次産業の割合が増加傾向にあります。平成 17 年の就業者数は、第 1 次産業が 896 人 (5.3%)、第 2 次産業が 4,273 人 (25.3%)、第 3 次産業が 11,698 人 (69.4%)、合計 16,867 人となっています。

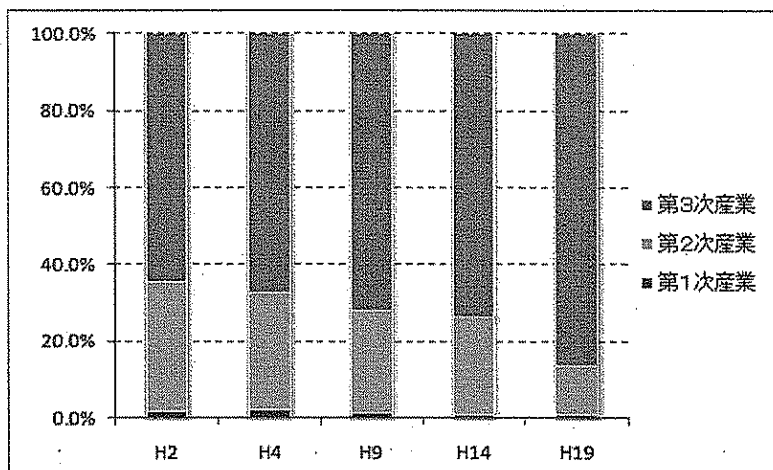
東海村の就業人口割合の変化（総務省「国勢調査」）



5. 産業別生産額

平成19年度の東海村の村内総生産額は、1,906億12百万円でした。これを産業別にみると、第1次産業が14億45百万円で0.8%、第2次産業が244億21百万円で12.8%、第3次産業が1,688億92百万円で88.6%となっています。

東海村の産業別生産額割合の推移（茨城県「市町村内総生産」）

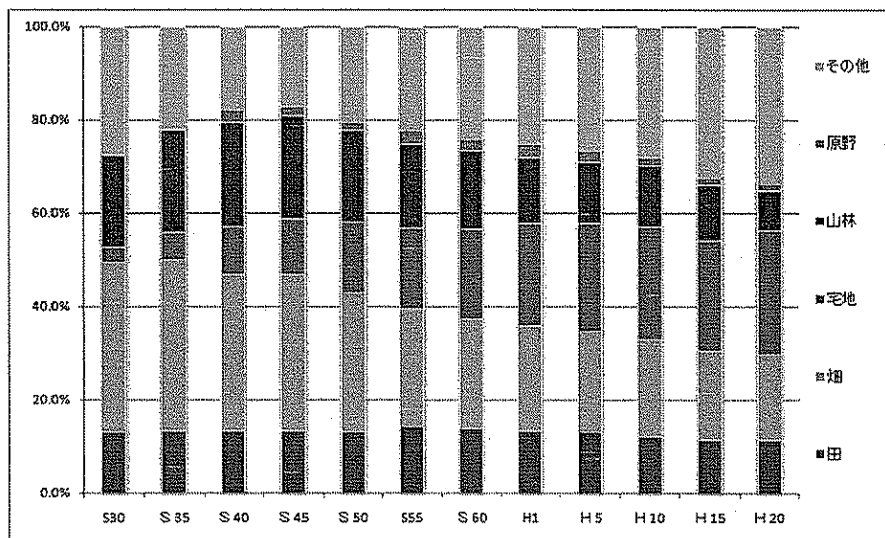


※ 総生産は、第1次産業～第3次産業の合計に「輸入品に課せられる税・関税」を加算し、「帰属利子」等を控除した値であるため、内訳の計と合計が一致しない

6. 土地利用

平成20年における土地利用の状況は、農用地11.08k㎡(29.6%)、宅地10.00k㎡(26.7%)、山林3.18k㎡(8.5%)、その他12.67k㎡(35.3%)、原野0.55k㎡(1.5%)となっています。農用地のうち畑と山林が大幅に減少し、宅地が大幅に増加しています。

東海村の土地利用の変化（東海村税務課「税務の概要」）



参考資料

東海村航空写真を掲載予定（下はイメージ）

平成18年 東海村全域写真



緑地（農用地・山林など）と宅地・工業用地を区別できるよう，強調して表示することを検討中

基本構想

第1章 基本理念

村民の叡智が生きるまちづくり

～今と未来を生きる全ての命あるもののために～

1. 基本理念の策定にあたって

第5次総合計画では、わが国と東海村をとりまく基本的認識を前提に、“真に豊かな社会の実現と10年後も持続可能なまちづくり”を検討する上で、次のような基本方針を考えました。

地方分権の時代において、市町村は国以上に住民の幸福維持の主役として活躍することが期待されており、東海村の住民が感じる生きがいを想定した東海村らしい計画が策定されなければなりません。また、短期的な社会の動きによって変化するものではない、普遍的な方向性も示される必要があります。そして、何よりも大事なことは、生涯を満ち足りた心を持って送りたいという一人ひとりの思いや、将来に対する住民の意思を満遍なく汲み上げた総合計画であることです。そのような総合計画を作成するために、多くの住民の知恵と叡智を集めました。20世紀末に「臨界事故」という最先端科学分野における歴史的事故を経験した東海村民には、第5次総合計画が目指すまちづくりを実現させ、自然環境や先端科学技術と共生する新しい「叡智^{*}」を世界に向かって発信する責任があると言えるでしょう。

このような基本方針を集約したものとして、基本理念「村民の叡智が生きるまちづくり」を位置づけました。

2. 基本理念

基本理念「村民の叡智が生きるまちづくり」とは「10年後も持続可能で真に豊かな」東海村となるために、すべての人の叡智を、今の叡智も未来の叡智も結集して取り組もうという姿勢を示しています。

叡智とは、単に知識が豊富であることでも、特別な人がもっているものでもありません。人への思いやり、家族や社会に対する責任感、自然を愛する心、謙虚に学ぶ姿勢など、すべての人の中に宿っている智慧を意味しています。個々の知識や智慧をつなぎあわせていくことで叡智が生まれます。人類はその誕生以来数多くの文明を生み、今日の人間社会の繁栄を築き上げて来ました。それを可能にしたものこそ、このような多様な人間による叡智でした。

用語説明：叡智

すぐれてさといち系（ちえ）。【大漢和辞典】諸橋轍次編著 大修館書店出版】

もちろん、人類は、多くの失敗も経験してきました。しかし、失敗から学んできたからこそ、人間社会は持続してきたのです。1999年のJCO臨界事故により、私たち東海村民は「臨界」に関する物理学の知識だけでなく、社会がこれをコントロールするための叡智を持たなければならないことを、教えられました。東海村は、この事故から学んだ叡智を世界に発信していく責務があります。

叡智は知識の探究を否定するものではありません。原子力は、自然科学の知識を探究する長い営みの中で発見・発展し、今日の生活水準の維持に役立っています。今後も東海村は、様々な科学技術の知識の創造に貢献する地域社会であってほしいと思います。最先端の知識を生み出す場所であるとともに、子供から大人まで村民の知識となつてこそ、科学的知識は真の叡智を生み出すでしょう。

人が生み出した叡智だけでなく、自然界から学ぶ叡智もあります。自然界にはひとつとして無駄なものはありません。すべてのものに役割があり、つながりあっています。私たちの社会も、一人ひとりが尊重され、その人らしい自己実現を目指すことができ、なおかつ支え合うものでなければなりません。また、今日の地球環境問題は、経済効率を優先する社会システムや利便性・快適性を追求する私たち一人ひとりの暮らし方が問われている問題です。東海村の自然環境の変化も例外ではありません。自然環境との共存のバランスを取り戻すために、多くの叡智が必要です。

3. 基本目標 ～基本理念に込められたメッセージ～

東海村にも、人口の高齢化に伴う福祉の充実や地域の活性化などの課題が徐々に顕在化してきています。基本理念には、こうした課題を踏まえて、明日の東海村をより豊かな地域として未来に託そうとする、村民の熱き思いが結実しています。これを単なる理念に終わらせないように、基本理念が目指すべき方向性を3つのメッセージ（基本目標）として以下に示します。この基本目標は、個々の具体的な施策を展開する基本計画が単に過去の施策を継承するのではなく、新たな基本理念を反映したものとなるよう吟味と検討が加えられる事を企図し、基本計画の策定に関わる者たちの共通認識とするためのものです。

計画は実行・推進されて、初めて意義と意味を持ちます。本計画が多くの村民の叡智とエネルギーの賜物であることを覚え、今後も村民一人ひとりが本計画実現のために、主体的にまちづくりにその叡智を発揮されるとともに、この計画が次世代の理解を得て共にまちづくりに参加する機会としても活かされることを期待します。また、個々の具体的な施策を展開する基本計画が、基本理念を反映したものであるかどうかを、今後も村民一人ひとりが吟味し、評価・改善のプロセスを重ねていくことが、村民の叡智を結集した総合計画の実現には不可欠です。

基本目標1 過去に学び、現在を考え、未来を拓くことのできる叡智の伝承・創造を目指します

過去に私たちが体験した様々な事柄の中には、成功や達成感ばかりでなく失敗や反省も存在します。過去の体験に学び、今の暮らしの糧とするとともに、従来の常識や発想の転換をはかって知識と技術の飛躍的発展や課題解決に貢献し、未来の人々が時代や社会を切り開く糧となる叡智の伝承・創造を目指します。

基本目標 2 一人ひとりが尊重され、多様な選択が可能な社会を村民の叡智を活かし、村民主体で創造していきます

すべての人の中に、暮らしの中ではぐくまれた叡智があります。一人ひとりが大切にされ、お互いを尊重しあい、多様な経験や知恵をつないでいく、村民主体のまちづくりを目指します。また、“真に豊かな”社会には、学び方、働き方、住まい方、遊び方、動き方、そして老い方に多様な選択肢があり、望めば選択できる状況が必要です。村民の知恵と協働によって、社会の中の障壁（バリア）を取り除き、一人ひとりが生きがいのある人生を送ることができるまちを目指します。

基本目標 3 自然といのちの調和と循環を重視し、多様な叡智を結集して新たな暮らしを創造する活力あるまちをめざします

私たちは、自然の営みの中からも多くのことを学ぶことができます。自然は私たちの生活の基盤であり、文化を生み出す土壌です。今後も持続可能なまちとして、地域の豊かな自然や命を次代につなぐ暮らしを大切にします。自然といのち、歴史や文化を守り、新しい産業の創出を図り、活力に満ちた安全・安心なまちづくりを目指します。

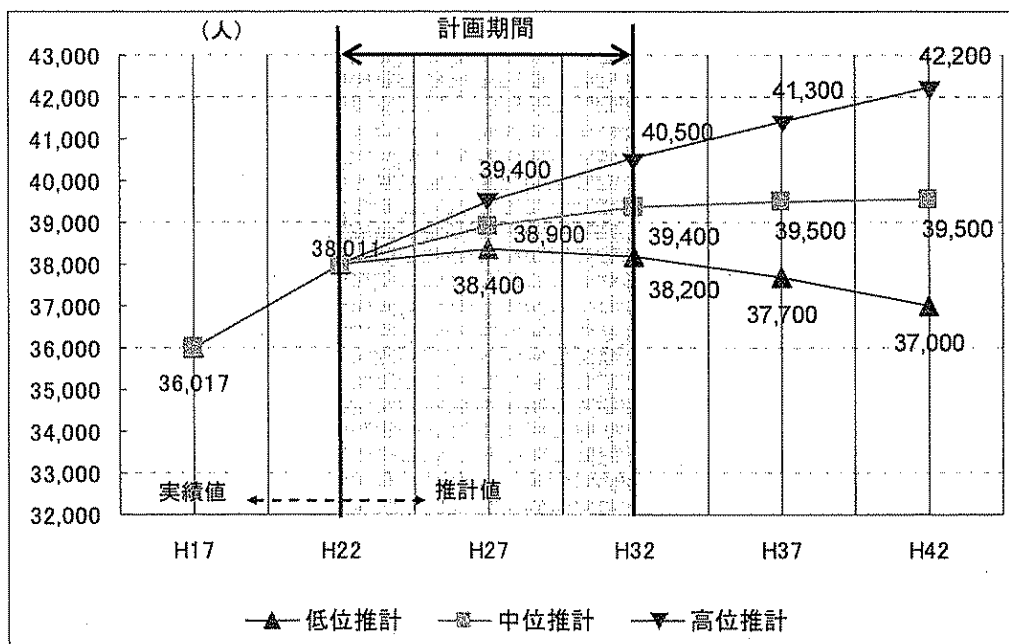
第2章 将来推計人口

一般的に、将来推計人口は、都市計画や住宅・上下水道、保健・医療・福祉、教育等あらゆる取り組みの前提となる基礎資料として、広範な分野において利用されています。そこで総合計画においても、基本構想を踏まえて策定した基本計画の実現を図るためには、あらかじめ将来の人口規模および構造を明確にした上で各施策に取り組む必要があると考え、将来人口を推計しました。

1. 将来推計人口

東海村の人口は増加傾向が続いており、近年においても自然増・社会増を維持しています。コーホート要因法[※]により行った将来人口の推計結果を踏まえつつ、現在の人口規模や都市活力の源泉としての人口の重要性を鑑みながら、様々な施策の展開によるよりよいまちづくりを進めていくことを前提に、現在の人口推移が持続していくものとし、第5次総合計画の最終年度における将来人口として **38,000人～40,000人を想定** します。

将来推計人口



※実績値は、各年における10月1日現在の住民基本台帳および外国人登録者数

用語説明：コーホート要因法

将来の移動（転出，転入）と生死（出生，生残）等の個々の指標を過去の実績値に基づき設定し，推計を行う方法です。

なお，将来人口の推計にあたっては，いくつかの指標について条件設定を行い，「高位推計」，「中位推計」，「低位推計」等の推計を行うことが一般的です。今回の推計においては，とりわけ「純移動率」に着目し以下の3つの推計を行いました。

高位推計：平成17年→平成22年の純移動率が継続すると仮定

中位推計：平成12年→平成17年及び平成17年→平成22年の純移動率の平均の移動率が継続すると仮定

低位推計：平成12年→平成17年の純移動率が継続すると仮定

(参考資料)

■高位推計

	H17 (実績値)	H22 (実績値)	H27 (推計値)	H32 (推計値)	H37 (推計値)	H42 (推計値)
総数	36,017	38,011	39,400	40,500	41,800	42,200
年少人口 (0-14歳)	5,974 (17%)	6,298 (17%)	6,200 (16%)	5,800 (14%)	5,400 (13%)	5,300 (13%)
生産年齢人口 (15-64歳)	24,084 (67%)	24,087 (63%)	24,200 (62%)	25,100 (62%)	26,400 (64%)	27,100 (64%)
老年人口 (65歳以上)	5,959 (17%)	7,626 (20%)	8,900 (23%)	9,400 (23%)	9,500 (23%)	9,600 (23%)

■中位推計

	H17 (実績値)	H22 (実績値)	H27 (推計値)	H32 (推計値)	H37 (推計値)	H42 (推計値)
総数	36,017	38,011	38,900	39,400	39,500	39,500
年少人口 (0-14歳)	5,974 (17%)	6,298 (17%)	6,200 (16%)	5,700 (14%)	5,200 (13%)	5,000 (13%)
生産年齢人口 (15-64歳)	24,084 (67%)	24,087 (63%)	23,800 (61%)	24,200 (62%)	24,900 (63%)	25,000 (63%)
老年人口 (65歳以上)	5,959 (17%)	7,626 (20%)	8,900 (23%)	9,400 (24%)	9,400 (24%)	9,500 (24%)

■低位推計

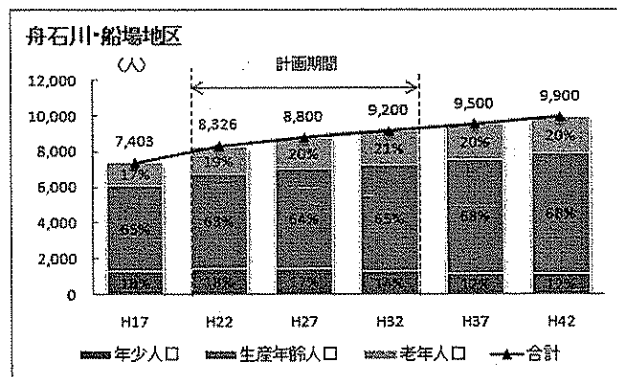
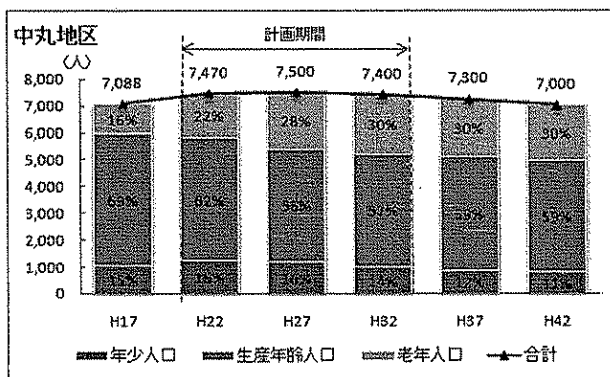
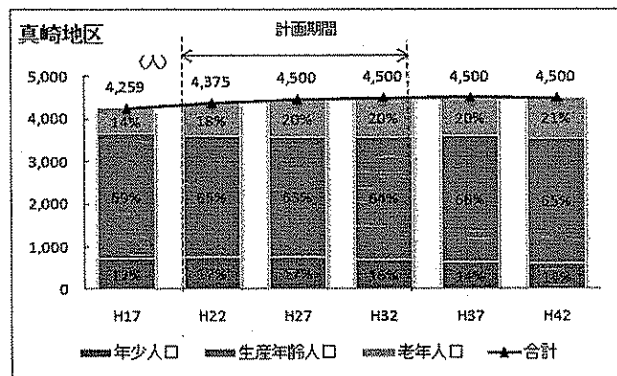
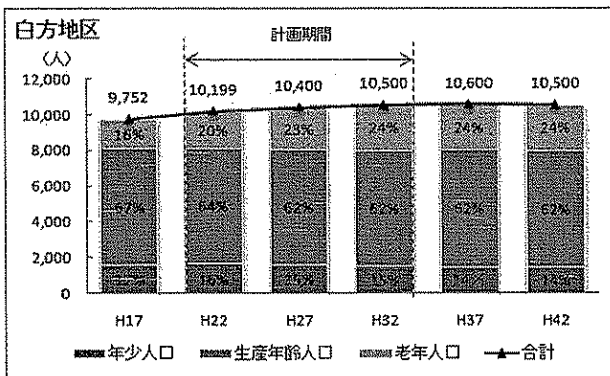
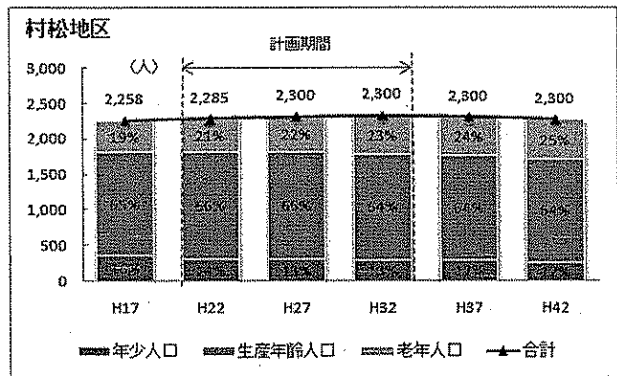
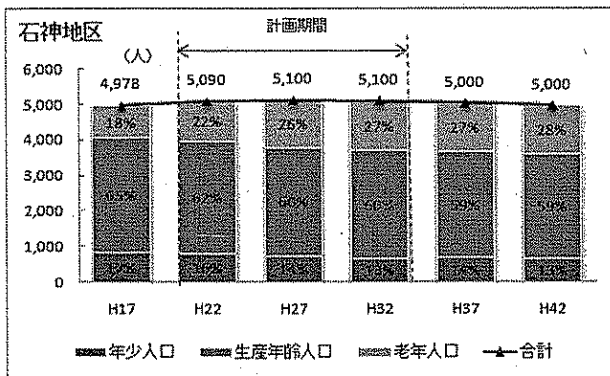
	H17 (実績値)	H22 (実績値)	H27 (推計値)	H32 (推計値)	H37 (推計値)	H42 (推計値)
総数	36,017	38,011	38,400	38,200	37,700	37,000
年少人口 (0-14歳)	5,974 (17%)	6,298 (17%)	6,100 (16%)	5,600 (14%)	5,000 (13%)	4,700 (13%)
生産年齢人口 (15-64歳)	24,084 (67%)	24,087 (63%)	23,500 (61%)	23,300 (61%)	23,400 (62%)	23,000 (62%)
老年人口 (65歳以上)	5,959 (17%)	7,626 (20%)	8,900 (23%)	9,400 (25%)	9,400 (25%)	9,400 (25%)

※各推計ともに、端数処理の関係で、総計と年齢階級別人口の合計が一致していない場合があります

2. 地区別将来推計人口

地区別の人口をみると、6地区いずれにおいてもこれまで増加傾向が続いており、高齢化も進んでいます。また、コーホート要因法により行った将来人口の推計結果によると、第5次総合計画の最終年度である平成32年に向けて、人口増加、高齢化の進展度合いはそれぞれ地区によって差がみられますが、高齢化は全ての地区で進みます。

地区別将来推計人口（中位推計※）



※純移動率（平成17年→平成22年）は地区別のデータを用いていますが、純移動率（平成12年→平成17年）は地区別のデータがないため、村全体のデータを用いています。

第3章 環境価値を高める土地利用への転換

第4次総合計画で、私たちは「自然と上手につきあう積極的な方策を立て、保全していきます」という姿勢を示しました。

しかし、現実にはこの10年間で「田・畑・山林・原野」を合計した緑地は減少し、多様な「いのち」の生息・生育域も縮小しています。また、自然と共生する産業の担い手であり、環境保全の担い手でもある第1次産業就業者数の減少も続いています。

私たちの東海村が、豊かな自然環境のもと、農業・商工業・科学技術、そして私たちの暮らしが相互に調和し、営まれる場となるよう、これまでの土地利用の歩みをはっきりと、自然やみどり*を守り育てるという方向へ転換していかなければなりません。

第5次総合計画の期間においても、東海村の人口は増加することが予測されています。村民の叡智を集めて、増加する人口と自然環境やみどりの保全とを両立させ、環境価値を高める持続可能なまちづくりを進め、次世代によりよい東海村を継承していくことが必要です。

市街化区域を基礎とするコンパクトなまちづくりは、人口増加の中で環境負荷を低減させるための一つの解決策です。市街化区域の利・活用を進める誘導策、市街化区域内のみどりの増大とともに、人が集い、経済・文化活動が活性化する施設立地や交流のためのインフラ整備が求められます。車中心ではなく、人が中心になるまちづくりは、子どもたちや高齢者、障がい者、さらには今後一層増大すると考えられる来訪者や一時滞在者など、多様な人がいきいきと活動できる生活環境の実現にもつながります。

さまざまな開発が行われる際にも、できるだけ自然環境やみどりに影響を与えない方法を取ったり、影響をできるだけ小さくしたり、やむを得ず自然環境やみどりに影響を与える場合には、同等の環境を新たにつくることで、自然といのちの循環を重視し、歴史や文化を守り、新たな暮らしを創造する活力あるまちづくりを目指すことができます。

こうした未来像を実現するためには、村は率先して、早い段階から開発計画を村民に示し、村民の叡智を集めた計画立案、実施、管理を進めることが求められます。

用語説明：みどり

植物と結びついた土地の状態を広い範囲で捉え、砂防林や河川敷の緑、山林や農地、学校、公園や住宅の植栽地なども一体的に表す言葉として本計画では用いています。

第4章 総合計画実現の方策

総合計画の推進にあたっては、限られた財源や人材を最大限に活かして、効率的かつ効果的な行政運営を行い、基本理念・基本目標の実現を着実に図っていくことが重要です。

そのため、各部署が責任をもって分野別の取組みを遂行するとともに、基本的視点を定め、組織や事務事業にとらわれない総合的な体制での取組みも推進する必要があります。さらに、評価指標の設定などにより、計画の進行管理を図る必要があります。

1. 分野横断的かつ重要な課題の推進体制

(1) 重要総合プロジェクトの設定

基本構想において定めた基本理念・基本目標の実現のため、基本計画において、分野貫通的な基本的な視点を定めます。その上で、基本的視点到大きく関わる政策・施策のうち、関連する複数の政策・施策を一つのパッケージとして総合的に推進した方が良いものについては、実施計画において、その時々²の社会経済環境や財政事情、住民や有識者の意向を踏まえつつ、総合計画審議会に諮ったうえで「重要総合プロジェクト」を設定します。

(2) 推進体制の構築

計画の実現にあたっては、分野別の担当部署が責任を持って取り組むとともに、「重要総合プロジェクト」については、必要に応じて有識者の参加も得ながら、庁内にプロジェクトチームを設け、計画推進に当たるものとします。また、住民との協働によるまちづくりが重要とされるテーマについては、村民参加型のプロジェクト体制を構築します。

2. 評価

(1) 政策・施策の評価指標の設定

基本計画および実施計画において、政策・施策毎に進捗状況・達成状況を把握することのできる評価指標を設定します。

また、基本的視点到大きく関わる政策・施策については、当該政策・施策の指標を用いつつ、総合的に評価するものとします。

(2) 評価体制の構築

政策・施策の評価にあたっては、行政による自己評価に加え、住民の目線からの評価、有識者による評価を行い、多面的評価を実施します。

評価の実施にあたっては、全庁的な体制を構築するとともに、多面的な評価を実施する機関として、総合計画審議会を想定します。

(3) (仮) 総合計画進行管理サイクルの導入

計画 (Plan)、実施 (Do)、評価 (Check)、改善 (Action) の総合計画進行管理サイクルを着実に

繰り返し、施策や事務事業を不断に見直す行政運営を定着させ、行政の質の向上を目指します。

(4) 評価結果の公表

行政の透明性を高め、住民への説明責任を果たし、住民との協働を進めるため、総合計画の進捗状況を常に精査し、公表します。

図 政策・施策評価の体制イメージ

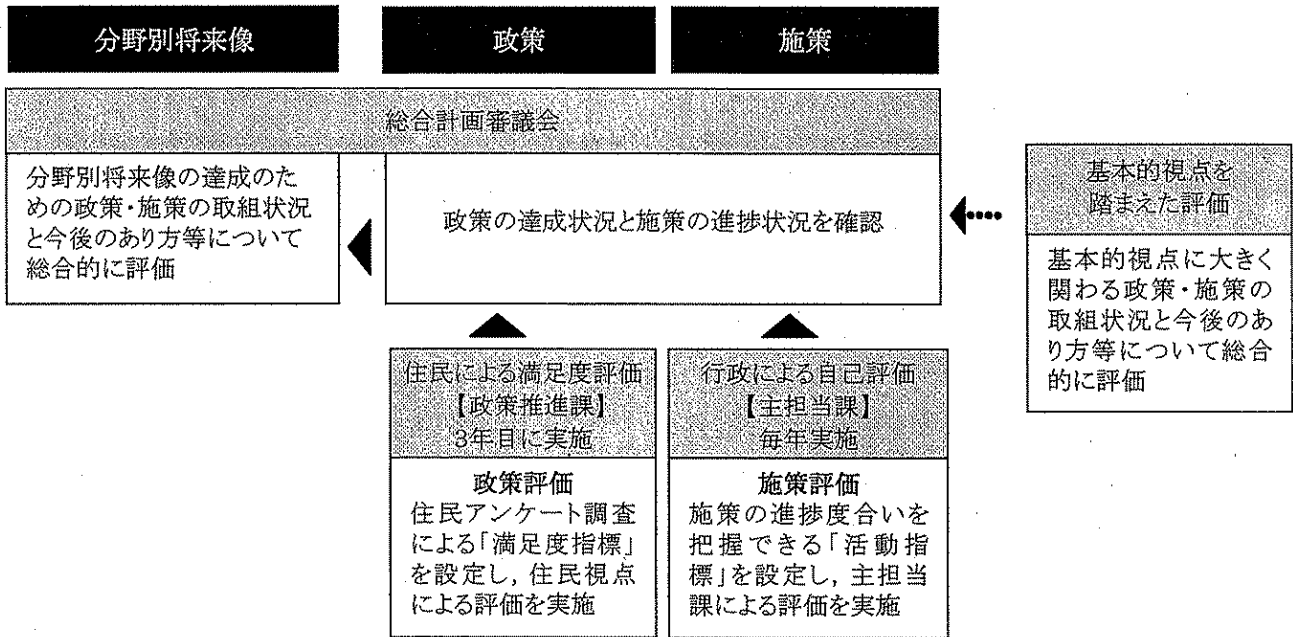
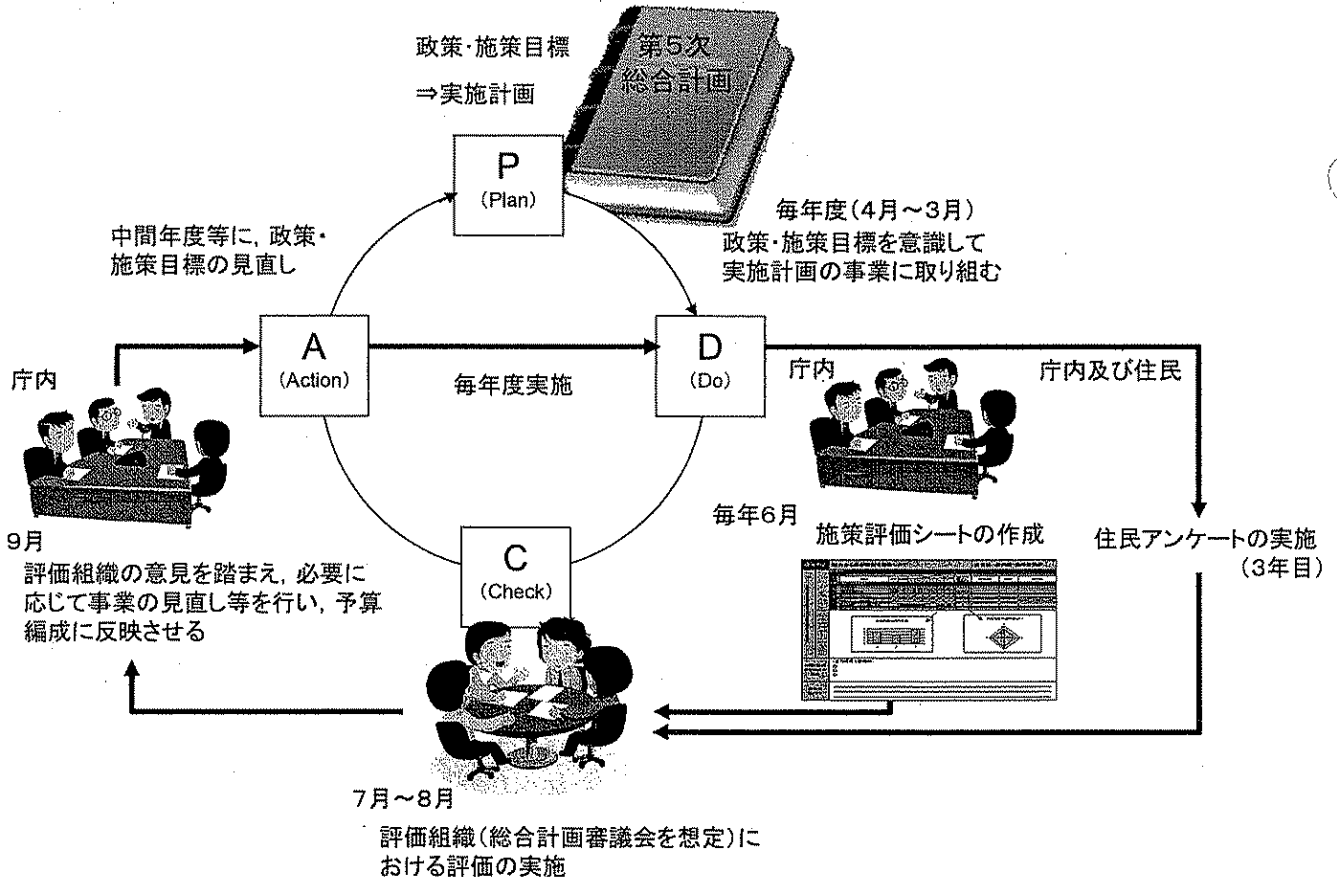


図 総合計画進行管理サイクルのイメージ



前期基本計画

第1章 前期基本計画策定の視点

第5次総合計画は、基本構想は10年間不変、基本計画は5年間で見直しという前提条件の下で、基本理念・基本目標を具体化した前期基本計画を定めることとしています。

ここでは、前期基本計画の策定にあたって、基本構想において示された基本理念・基本目標を、全ての分野の政策・施策に反映させていくために、計画に関わるすべての人の共通認識とすべく「基本的視点」を示します。つまりこの視点は、基本理念・基本目標を実現するための分野貫通的な視点であり、かつ今後の作業を進める上での基本的な視座となるものです。

その上で、この視点を通して浮かび上がってきた東海村の現状と、今後東海村が取り組むべき主な課題を整理します。

1. 基本的視点

(1) 安全・安心なくらしを実現するための視点

臨界事故から10年を経た現在、第4次総合計画から引き継ぎさらに深化させるべき基本視点は、この「安心・安全」の視点と言えるでしょう。村として原子力安全・防災対策についてこの10年間行ってきた様々な取り組みをふまえて、その教訓をまちづくりのすべての分野に活かしていく取り組みが重要になります。こうした体験を活かし、従来からの水害への備えに加え自然災害にも十分備えていくことが必要です。

また、村内に孤独死や子どもたちの虐待の課題が顕在化する今、全ての村民がかけがえのないその命と人権を尊重され、いかなる差別や偏見にも抑圧されることなく、安心して生まれ育つことができ、日々の暮らしを共に営み、老いていくことのできる、安全で障壁のない東海村の創造を可能とする視点が本計画策定には不可欠です。

(2) みどりあふれる新しいふるさとづくりの視点

この10年ほどの間に社会全体で、科学や生活の便利さを享受するばかりではなく、自然環境の維持・保全についても関心を寄せ、調和のとれた暮らし方を模索しようとする住民の意識が高まっています。第4次総合計画では「自然」を“人間が生きていくのに不可欠の存在”と位置づけ、自然環境の保全と計画的な緑の回復、積極的な新たな農業の在り方などを模索してきました。村民の意識の中でも、環境問題やみどりあふれる景観保全への関心はますます高まっています。そして、地域における緑地の創造や農と食の循環促進の位置づけも含めて、新たな土地活用、あるいは、従来の土地利用の再考について、熱心な検討が重ねられる機会も多く見られます。

本計画立案には、自然環境の恵みに感謝と畏敬の念を抱きながら、みどりと人々の暮らしや科学との共生を実現し、私たちの日々のあり方が、いのちの循環を可能にする新しいふるさとの創造に寄与しうる真の豊かさを追求した暮らしとなるよう、生活環境の整備、まちづくり活動や行政運営の中で絶えず問い続ける視点が必要です。

(3) 東海村らしさを活かした創造性豊かなまちづくりの視点

古き伝統と最新の科学、そして豊かな自然、さらには人々の交流がもたらす多様な文化の出会いの

恩恵を享受・活用できるのが、東海村らしさといえるでしょう。村民一人ひとりの多様な経験や知恵、そして東海村への思いを本計画づくりに反映することは、東海村らしさ、東海村の強みをまちづくりに活かす鍵となります。

東海村は、職場を得て転入し、そのまま定着した人々や、子育てのしやすさを評価して転入してきている子育て世代、さらには、先端科学研究に従事するために国内外から来訪する一時的滞在者など、多様な生活経験や文化を内在させた人々の交流の場ともなっています。また、小地域活動での支え合いに取り組む地域住民や、新たな産業の起業などを意図して地域の活性化に取り組もうとする商工業の後継者たち、さらには、伝統産業である農業に新たな発想で取り組む担い手の成長も見られます。

これからの東海村において、多様な生き方やライフスタイルが尊重され、多様な選択が可能となる村を創りあげ、その豊さの中で、子どもたちをはじめ次世代を育むことが、新たなまちづくりへと繋がっていきます。そのためにも、まちづくりの発想や手法自体に住民個々の多様性を尊重・重視し、住民とともに創造していく視点が不可欠です。

(4) 住民主体の生き活きとした地域力創出の視点

地域社会を構成する一人ひとりの村民が主人公となることは、その多様な経験や知恵、思いを尊重し、住民主体・住民参加を実現できるよう、全ての村民が協働して共生社会を創造することを意味します。住民主体であるためには一人ひとりの村民全てが主体的に、生き活きと生まれ育ち、学び、働き、家族や地域社会の人々とともに暮らし、地域に参加し、地域の繋がりを編み、そしてまた、自分たちの暮らしの再考に取り組み、やがて、安心して穏やかに老後を送ることができる地域力の創出を勘案し続けることが必要です。

このような地域力の創出を計画の中で具体化していくために、住民自治の仕組みや住民参加の方法、行政と住民の協働についても、従来の発想を超えて新しいスタイルを模索していく視点が求められます。

2. 東海村の課題

(1) 自立的な自治体運営システムと住民自治の仕組みの確立

地方分権時代（地域主権）の本格的到来を踏まえ、基礎自治体たる役場には、国や県の下部機関としてではなく、住民に直接接する行政機関として、住民を中心に据えた真の基礎自治体行政運営が求められるようになります。つまり、村独自の明確な政策理念と政策手法に基づく自立的な自治体運営と、その結果に責務を負っていくことが求められます。これに応じて、決定過程の透明化や、高度で丁寧な行政と職員のスキルアップ、弾力的・機動的な組織の見直し等に取り組んでいく必要があります。

また、国と基礎自治体との役割分担と同様に、地域においても住民と行政との協働による計画・事業の推進について役割分担を明確化していく必要があります。平成 22 年度に設立された地区自治会との協働をより一層進め、住民が地域主権の真の担い手・主人公になるために、政策決定過程や行政運営過程およびその結果の評価等に参画する仕組みを構築する必要があります。

(2) 多様化・多文化の受け入れ、多くの人々がまちづくりに参加できる仕組みづくり

東海村においては、自治会を基盤にした住民自治システムの整備が進む一方で、子育て世代の転入や J-PARC に関連する諸外国からの流入人口の増に伴い、自治会をはじめとした住民自治組織や旧来の地域団体と接点を持たない住民が増えつつあります。もともと東海村には村外から就職・転勤等で流入してきた人が多く、自治会活動等における新旧住民の融合という課題に加えて、多様化・多文化の受け入れという視点を重視して、新たなまちづくり組織の育成・支援や多様な住民組織・個人をつなぐネットワークの形成が課題となると考えられます。

(3) 全ての村民が、自分らしく安心して暮らすことのできる福祉社会の実現

少子高齢化が危惧される社会の中で、東海村においても人口の高齢化や一部地域の空き家の増加など近隣社会の連携が困難なほど集落の構成が不安定になっています。そこで子育てをする世代が安心して産み育てのできる地域社会を創造し、子育て支援サービスなどを充実するとともに、未来の社会を担い活躍する子どもたちがその権利を尊重され育まれる社会を創造することが必要です。すなわち、誰もが可能な限り自立（律）的に暮らすことができるよう、村のさまざまな施策やこれに伴う基盤整備にユニバーサルデザインの視点を加味することが、持続可能な地域力の源泉となります。

その一方で、僅かではありますが若年人口は増加の傾向にある東海村には地域コミュニティの構造が変化することによる新たな課題も顕在化してきています。高齢者だけでなく、独居の壮年層など社会とのつながりをうまく創造できない人々や、家族の支援が十分ではない障がい者など、インフォーマルな支援では自立（律）が充分支えられない人たちへの支援も課題となっています。

地域の見守りや医療・保健・社会福祉サービスの有機的な連携の充実によって、誰一人漏れることなく繋がりあう社会を創造することは急務です。その意味から動き出した小地域活動など、住民活動を支える活動拠点の整備なども課題と言えます。

また、従来からさまざまな施策が講じられている領域でも、地域の繋がりが希薄化したことで、要支援課題の潜在化が危惧されます。自ら支援の必要性を提起することが難しい人々を見逃すことのない、すべての村民が、安心して暮らすことのできる福祉の充実が急がれます。

(4) 未来の担い手である次世代育成への多様な取り組み

東海村の未来を担う子どもたちが、互いの違いや個性を尊重しあい、共に支え合って生きる社会を創造していくことができるよう、一人ひとりの個別性の尊重と他者との共生を両立しうる教育の構築が必要となっています。親の生活力が子どもの教育機会に影響を及ぼすおそれのある現在の教育環境を改善し、全ての子どもたちが自分らしい自己実現に夢をいだき、そしてその可能性を現実の教育の機会として保障することができるよう、学校教育の内容の充実と機会の保障が課題となります。さらには、子どもたちは、学校だけでなく社会や家庭の中でも様々な事柄を学んでいきます。社会教育の環境を整え、家庭教育を支えることのできる連携が課題となります。

(5) 自然との共生をめざした地域の形成

農のある風景の保全と充実は、多くの人々の心を癒し、「安全・安心」な暮らしを象徴しています。農業と農的土地利用こそ、村民の暮らしと自然をつなぐ主要な回路です。長い歴史の歩みの中で、自然環境を生かした土地利用の仕組みが工夫され、東海村の農の風景が作られてきました。海岸線の素

晴らしい松林は防風林・防砂林として東海村の土地を守ってきました。また、農地の周りに残る斜面林などの林地は、農業や暮らしに役立てるための農用林として育成・保全されてきたものです。林地の野草や落ち葉は田畑を豊かに育ててきました。山菜やキノコは季節の食卓を飾ってきました。田んぼには久慈川の水が引かれ、また東海村に降った雨は、地下水となり、溜池などに集められ、地域に豊かな水循環を作り出してきました。こうして形成されてきた多彩で豊かな自然環境の下で、東海村には沢山の生き物たちがつながりをもって生息し、それを踏まえて村民の安定した暮らしが営まれてきました。このような「自然共生の地域形成」の改めて見つめ直し、それを継続的に推進していくことはこれからの東海村においてたいへん大きな課題となっています。

(6) 健康な食の確保のための農業の重視

世界的な食料危機が強く懸念され、グローバル化・食の産業化の進行のなかで食べものの安全性への不安が強まっています。村民の暮らしの「安全・安心」の確保のためには、地域農業を保全し、地産地消を盛んにし、食の地域自給の体制を整えていくことが不可欠となっています。環境とみどり保全の面からの農業の役割も大きくなっています。こうしたなかで地域農業の価値は、単なる狭い産業的側面だけでなく、村民の健康確保と地域の自然保全という新しい視点からも高く評価されるようになってきました。地域農業の保全と発展を広い視点から位置づけ、再生可能な自立した農業、環境重視の循環型農業の思い切った展開が課題となっています。そのためには、農業を農業者だけが担う課題とせず、幅広い村民が参加する多彩な営みとして展開していくことも重要な課題となっています。

(7) 環境・みどり・いのちの循環を支える新たな産業と担い手の育成

環境重視や農業や自然景観への新たな関心の高まりを背景に、東海村では環境政策や農業政策を重点的に位置づけてきました。今後は、東海村の発展をこれまで支えてきた団塊世代が退職年齢を迎えて地域社会回帰傾向を強めることが予想され、これらの退職層の経験・興味・関心を東海村における新たな農業活動や環境活動、あるいは福祉的な活動等に活かしていくことが重要な課題になります。

また、このようないのちと暮らし、環境を支える新しい産業は、若者の新たな雇用の場としても積極的に開拓していく必要があります。さらに、新たな活動の担い手を育成・支援すること、このような活動や事業に関心を持つ人々が集い、活動経験やそれぞれのノウハウ、アイデアを交流し合う場所や情報ネットワークを整備することなどが、求められます。

(8) 時代に即した商工観光業の活性化

東海村が豊かで持続可能な地域であり続けるためには、商工観光業の活性化も重要です。しかしながら、近年においては、近隣市に立地している大型商業施設・大型専門店へ購買客が流出するなど、まちのにぎわいと活性の一翼を担う商店街をとりまく厳しい現実が見受けられます。このような現況下において、まちづくりの重要課題に対応する新たな産業・仕事づくりや、これと連動し新しい発想で諸活動に取り組んでいける担い手の育成など、地域の資源と潜在的可能性を活かした新たな視点も求められています。

このためには、商工観光業者が単独で取り組むばかりでなく、様々な形で連携・協働していく方策などの検討も課題となります。今後は、このような状況を踏まえ、東海村における商工観光業のあるべき将来像について、地元商工観光業者と行政との対話の場を設けていく必要があります。

(9) 自然環境の保全を重視する開発への転換

東海村では、昭和46年に市街化区域と市街化調整区域に区分し、村全体の健全な発展と秩序ある整備に努めてきました。しかし現状は、優先的かつ計画的に市街化を図るべき市街化区域に低・未利用地^{*}が点在する一方、市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域に建築物の立地が進み、村内全域に宅地が広がっています。このような都市計画上の原則と現状と間に乖離が生じる理由として、従来は市街化調整区域内に住宅等の建設を認める関係法令が挙げられてきましたが、自然と共生する緑豊かなまちづくりに取り組んでいる地域も多数あります。東海村においても、緑の基本条例を定め、豊かな自然環境を保全する地区（保全配慮地区）や市街地・住宅団地での緑化を住民の協力で進める区域（緑の街）、村民の森の指定などを通して、村内全域での緑地増加を図ろうとしています。規制や経済的な誘導策に加え、村民や開発業者自らが自然環境の価値を認識し、保全・育成していく方策など、他地域の取組から学び、東海村の環境に合わせて活用していくことが必要です

(10) 新しい時代に対応した社会インフラの再構築

東海村において村民の生活基盤となる社会インフラは、原子力事業所の立地とともに早くから整備が進んできたため、今後は修繕や更新の頻度が大きく増し、これを財源も含めてどう進めていくかが課題となります。また、これと並行し、環境対応など、新しい時代に対応した社会インフラの再構築について検討を進める必要があります。

(11) 原子力安全・防災対策の更なる充実と「原子力センター構想（仮称）」の検討・推進に向けた取り組み

東海村は、国の原子力政策を半世紀に亘って先導（＝パイオニア）してきた地域ですが、10年前にJCO臨界事故も経験しました。また、世界の原子力科学の拠点の一つとしても数えられるJ-PAARCも2年前に稼動を始めたことから、原子力と地域社会との関係について、これまでの取組を検証するとともに、新たな取組も必要となっています。

まず、わが国の原子力史上最悪の重大事故を経験した唯一の自治体として、これまで村が展開してきた原子力安全・防災対策の取り組みを一層充実させることに加え、原子力安全・防災対策について国内外へ発信できる取り組みが求められています。

また、東海村と原子力の将来像については、現在、原子力科学・原子力エネルギーと地域社会が調和したまちづくりを目指す観点から「原子力センター構想（仮称）」が鋭意検討されていますが、その検討や推進にあたっては、原子力においても「地域主権」の理念を重視し、村の主体性を発揮すること、原子力が住民の暮らしにとってどのような意味を持つものなのかを含め、住民、村、原子力関係機関、国・県などの間で様々な対話を続けていくこと、また、自由な議論が保証され、国際的にも開かれたオープンなまちづくりを目指すことが重要です。

用語説明：低・未利用地

土地基本法において、土地は国民のための限られた貴重な資源であり、適正かつ合理的な利用をすべきものとして位置付けられているが、こうした観点に立ったときに、本来、建築物などが建てられその土地にふさわしい利用がなされるべきと考えられる土地において、そのような利用がなされていない場合、これを一般的に低・未利用地と呼ぶ。都市計画運用方針では、未利用とは何らの用途にも供されていない状態、低利用とは対象土地の利用の程度が周辺地域における同一の用途またはこれに類する用途に供されている土地の利用程度と比較して著しく劣っている状態をいうこととしている。

【出典：都市計画用語辞典 編著：都市計画用語研究会】

第2章 分野別将来像

基本構想において定めた基本理念・基本目標を実現するために、各分野の将来像を以下のように定めます。

1. 分野別将来像

(1) 協働でつくる自治のまち（行政運営・住民自治分野）

この分野では、多くの住民が行政とともにまちづくりに取り組む「協働」のまちづくりを進めるという方向で策定しました。

「行政運営」に関しては、地域主権改革の進展や多様化する住民ニーズなどに対応可能な組織能力の向上を図るとともに、健全な財政運営、効率的・効果的な行政運営に努めます。

「住民自治」に関しては、行政と住民の協働についての役割分担を明確にし、わかりやすい情報提供、適切な情報公開、相談窓口の整備に努めます。また、あらゆる分野において、男女が平等に参画できる社会、外国人も暮らしやすい社会の実現を目指し、環境の整備を進めます。

(2) やさしさと信頼でつながる、災害に強い安全・安心のまち（防災・防犯分野）

この分野では、村民の生命・身体・財産を守り、地域の安全・安心を確保するという方向で策定しました。

「原子力」に関しては、原子力関連事業者との相互理解・相互協力を図り、共存による安全・安心のまちづくりを目指します。また、原子力施設の安全管理の徹底を図るとともに、原子力に関する情報提供の充実により、情報・知識の共有化に努めます。

「防災」に関しては、原子力災害や自然災害をはじめとするあらゆる災害に対し、未然防止や被害を最小限に抑える（減災）ために、防災体制の充実に努めます。また、救急需要に適切に対応するため、医療機関との連携により救急体制の充実に努めます。

「防犯」に関しては、地域と警察との連携により防犯・交通安全体制を強化し、安全なまちづくりを推進します。

(3) 一人ひとりを大切に、「日本一の福祉」を目指すまち（福祉・健康分野）

この分野では、村民一人ひとりがお互いを「思いやり、支え合い、尊重し合い」ながら、生涯にわたって、いきいきと充実した生活を送れる日本一の福祉のまちづくりを進めるという方向で策定しました。

「福祉」に関しては、全ての人の「その人らしい生活」をみんなで支え合い守りながら、高齢者や障がい者が住みなれた地域や施設で安心して暮らせるよう支援するとともに、子どもたちの健やかな育ちを支援します。

「健康」に関しては、子どもから大人まで全ての住民の健康づくりを支援するとともに、健康づくりのネットワークの構築や疾病対策の充実を図ります。また、高度化・多様化する医療ニーズに対応できるよう、村立東海病院等の医療体制の充実を図ります。

(4) 生涯にわたって学習することができ、その成果を生かせるまち（教育分野）

この分野では、村民一人ひとりが、自己を磨き、充実した人生を送ることができるよう、生涯を通じて、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を社会で生かすことができるまち、「教育立村」を進めるという方向で策定しました。

「学校教育」に関しては、知・徳・体のバランスの取れた“生きる力”をはぐくむ教育の実践を目指して、社会の変化に対応した新しい時代にふさわしい教育の推進、豊かな心と人間性を養う教育の推進、幼児期の教育の充実、子どもたちの健康や体力づくり、教育委員会の体制の充実などに取り組みます。また、学校施設の整備と改築、適切な運営管理に努め、安全で安心して学べる施設の充実を図ります。

「社会教育」に関しては、学校・家庭・地域が相互に連携協力し、社会全体で教育の向上に取り組み、誰もが、いつでも、どこでも自由に学ぶことができるような社会の実現を目指します。また、学習に対する住民ニーズに応える社会教育施設の整備充実を図ります。

(5) 「食」と「みどり」と「コミュニティ」でにぎわうまち（経済・環境分野）

この分野では、「食」と「みどり」と「農」を重視しながら循環的連携強化によって、地域に豊かなコミュニティを形成するとともに、暮らしに密着した新しい経済活動を育てるという方向で策定しました。

「環境」に関しては、東海村の自然環境の仕組みと潜在的価値を見つめ直し、多様な生き物の賑わいと循環という視点を重視し、みどり空間の保全と拡大、農地についての環境的価値の評価、地球温暖化という時代環境を踏まえた低炭素化社会への取り組みを重視します。

「農業」に関しては、農業基盤の再構築の整備を進め、健康な食、地域の自然、そして地域文化を支える農業の意義を深く認識し、地産地消の多彩な展開、環境を守る循環型農業の推進、幅広い村民の農業参加の促進、環境重視の農林資源の保全、ほしいも等の特産農業の活性化等に取り組みます。

「商工観光」に関しては、東海村の自然環境と村民の暮らしに密着し、地域の資源と潜在的可能性を最大限活かした経済活動の育成に努め、東海村の自然と暮らしぶりに惹かれて人々がこの地を訪ねてくるような「東海村観光」の新しい形づくりに取り組みます。

(6) みどりとまちの共生を礎として調和のとれた暮らしやすいまち（まちづくり基盤分野）

この分野では、みどりとまちの共生を基本に地域の特性に配慮した快適な生活環境の形成や公園・緑地の整備、公共交通体系の整備など、誰もが暮らしやすい便利で快適なまちづくりを進めるという方向で策定しました。

「みどりとまちの共生」に関しては、生活の基礎となる水とみどりの保全と活用、良好な田園環境の積極的な維持・形成をしていくとともに、美しく魅力ある都市環境の形成を図ります。

「快適な生活環境」に関しては、道路の計画的な整備を進めるとともに、公共交通機関の充実、自転車交通の活用、公共・公益施設のバリアフリー化、通学路・歩道等の計画的な整備、交通安全施設の整備などに取り組みます。

(7) 原子力科学・原子力エネルギーと地域社会が調和したまち（原子力とまちづくり分野）

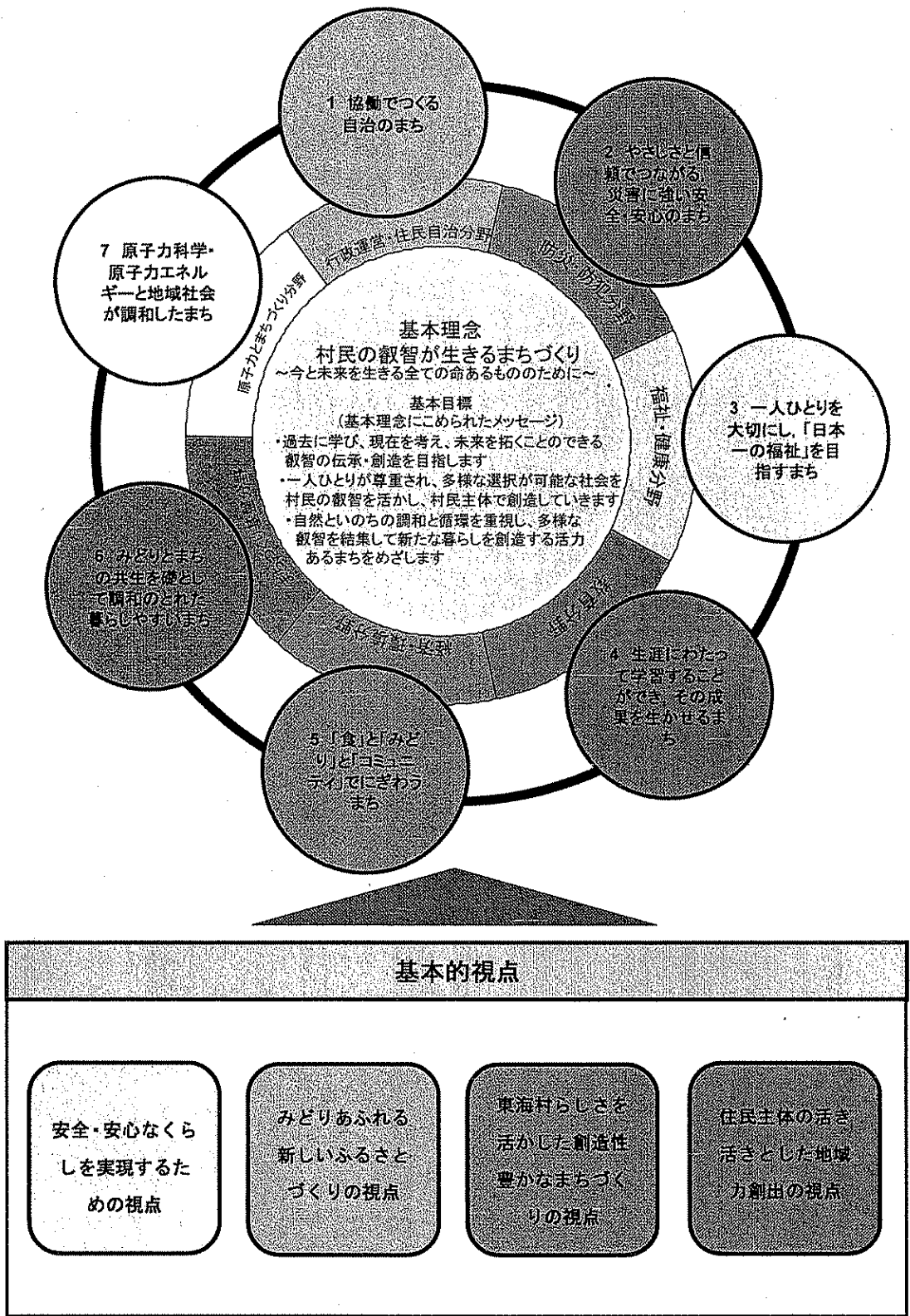
この分野では、これまでの原子力エネルギーと新しい原子力科学 — この二つと本村との関係を明確にし、これらと調和したまちづくりを推進するため、現在鋭意検討が進められている「原子力セン

ター構想（仮称）」に基づき、本村を原子力開発から最先端科学に及ぶ幅広い原子力の拠点として、世界へ貢献する「原子力センター」にするという方向で策定しました。

「原子力センター構想（仮称）」の推進に関しては、本村の有する歴史、そこで培われてきた風土・土壌を踏まえ、地域主権の考え方に立脚し、東海村の各構成員が自ら協議し、地域としての考え方を自ら纏め、自ら実行に移すとともに、国を含む関係機関へ提言し、理解を得て、協働で実現することにより、世界に類例を見ない、21世紀型の「原子力センター」を目指します。

また、「原子力センター構想（仮称）」の実現に向けた環境整備に関しては、高度科学研究文化都市構想をより一層発展させ、「原子力センター構想（仮称）」における各機能を下支えする研究環境・生活環境の整備を推進し、村のまちづくりに活かします。

2. 全体体系



分野別概要			頁
行政運営（住民自治分野）	第1節 住民と行政が協働し、住民自治の向上を図ります	1 (仮称)東海村協働の指針を作成し、住民と行政の役割を明確にします 2 コミュニティ活動を支援します 3 多様なコミュニティに対応できる広聴制度・組織体制を再構築します	30
	第2節 住民ニーズや各情報提供媒体に応じた分かりやすい行政情報・地域情報を提供します	1 協働によるまちづくり等を推進するため、積極的な情報提供に努め、説明責任を果たします 2 地域情報を加えた情報提供の充実と地域間における情報交換を支援します 3 情報媒体の特性に応じ、適切に情報を提供します 4 公的統計の円滑な実施と制度確保、利用拡大に努めます 5 議会の広報広聴機能の充実を図ってまいります	32
	第3節 公文書等の情報公開・個人情報保護制度の適正な運用と歴史的公文書等の保存に努めます	1 情報公開制度及び個人情報保護制度を適正に運用します 2 歴史的公文書の適切な管理と保存の仕組みを整備します	36
	第4節 外国人も暮らしやすい環境を整備します	1 在村外国人への支援を強化します 2 国際交流活動への支援を強化します	38
	第5節 男女共同参画社会の実現に向けた環境の整備を進めます	1 固定的な性別役割分担意識の解消を図ります 2 政策・方針決定過程、多様な社会経済活動における女性の参画を促進します 3 男女がお互いを理解し、尊重し合う意識を醸成します	40
	第6節 信頼される相談窓口の充実を図ります	1 関係機関と連携を図り、多面的に住民の相談に対応します 2 消費生活センターの機能の充実を図ります 3 若者の自立に取り組むNPO等との連携強化に努めます	42
	第7節 地域主権改革の進展や多様化する住民ニーズなどに対応するため組織能力の向上を図ります	1 人事考課制度等により、成果と効率性を重視した質の高い行政運営に努めます 2 職員の事務遂行能力、政策立案能力、接遇等の向上につながる研修の機会を増やします 3 弾力的かつ適正な職員の配置に努めます 4 定期的な健康診断や相談体制の充実を図り、職員の健康維持に努めます	44
	第8節 限られた財源を重点的・効果的に配分し、健全な財政運営に努めます	1 持続可能な財政運営を行います 2 村有財産の適正管理と有効活用を努めます 3 公金の適正な管理に努めます 4 村税収納率の向上を図ります 5 受益者負担の適正化に取り組みます	46
	第9節 適正で効率的・効果的な行政運営を進めます	1 行政経営システムを確立し、総合計画の適切な進行管理を行います 2 事務事業の効率化のため、民間委託等を推進します 3 情報セキュリティの向上を図るため、職員等に対する啓発と研修を行います 4 効率的・迅速化に向けた情報基盤の整備を行います 5 泉央圏城市町村等との連携を推進します 6 ひたちなか市との連携を強化します	50
防災・初動分野	第1節 原子力施設の安全管理の徹底と原子力に関する情報・知識の共有化を図ります	1 原子力事業所の安全管理の徹底を求めます 2 原子力を学習し、知識の普及に努めます 3 住民の目線で、原子力情報を提供します	56
	第2節 住民の生命・身体・財産を災害などから守る取組を推進します	1 実効性のある防災体制の整備を進めます 2 防災情報提供の充実を努めます 3 防災活動拠点の整備充実を図ります	58
	第3節 住民の生命・身体・財産を火災などから守るため火災予防を推進します	1 各家庭の防火診断を引き続き実施するとともに、住宅用火災警報器の設置を推進します 2 火災などの未然防止のため、事業所等に対し教育、指導等を行います	60
	第4節 消防力の充実強化に努めます	1 消防の広域化により災害対応力を強化します 2 消防装備の更新を図るとともに、職員の技術の向上に努めます 3 消防水利を整備し、適正な保守管理に努めます	62
	第5節 地域における消防体制の充実強化を推進します	1 消防団施設を更新し、地域防災の強化を推進します 2 自主防災組織を育成し、防災意識の高揚に努めます 3 消防団と地域が連携した消防体制づくりを進めます	64
	第6節 円滑な救急活動が行えるよう救急体制の充実を図ります	1 医療機関等との連携体制を強化します 2 救急装備の計画的な更新と救急救命士の養成、隊員の技術の向上に努めます 3 救急車の適正な利用について、広報や講習会において啓発します 4 救急救命講習会の受講者数の増員を図ります	66
	第7節 犯罪や交通事故のない安全で安心して暮らせるまちをつくります	1 地域と一体となった防犯・交通安全体制を強化します 2 地域力を高め安全なまちづくりを推進します	68

分野別目標	取組	重点	頁
3 一人ひとりを大切にし、「日本一の福祉」を目指します (福祉 健康分野)	第1節 全ての人の「その人らしい生活」(Well Being)を守るため、みんなで支え合います	<ul style="list-style-type: none"> 1 福祉の心を育て、福祉に対する理解にあふれた人材を育成します 2 住民への福祉情報提供とニーズ把握、相談支援体制の強化に努めます 3 福祉と保健・医療の連携を強化し、関係団体・機関の活動支援に努めます 4 福祉拠点の整備と利用者本位の運営に努めるとともに、拠点間連携を推進します 5 福祉的な支援を必要とする人々の権利擁護(アドボカシー)に努めます 6 小地域福祉活動を積極的に推進します 	72
	第2節 高齢者が健康でいきいきと暮らせるよう支援します	<ul style="list-style-type: none"> 1 健康寿命を延ばすため、介護予防事業の充実を図ります 2 高齢者の生きがいづくりと社会参加を支援します 	76
	第3節 高齢者がいつまでも住みなれた地域や施設で安心して生活できるよう支援します	<ul style="list-style-type: none"> 1 孤立しやすい高齢者のくらしを助け、みんなで見守り、孤独死をなくす仕組みを整えます 2 認知症への理解を広げ、認知症高齢者を包み込んで支える「住民の輪」を作っていきます 3 高齢者の権利擁護に努め、安全・安心な生活を支援します 4 高齢者を介護する家族の負担軽減を図り、在宅介護を支援します 5 介護サービスの質を向上させるとともに、より利用しやすい介護保険事業の運営に努めます 6 安心して終末期を迎えることができる仕組みづくりを進めます 	78
	第4節 障がい者が住みなれた地域で自分らしく生きていける環境を作ります	<ul style="list-style-type: none"> 1 障がいの有無にかかわらず、共に生きる喜びを感じあえるよう、理解を深め、意識の向上に努めます 2 障がい児・者の住まいや就労・訓練・余暇などの活動に関する多様なニーズに対応できる支援体制を整えます 3 障がい児・者と介護する家族の負担軽減を図ります 4 地域で障がい・者が自立した生活を送れるよう、権利擁護の推進や自立支援協議会のネットワークを活用した支援を行います 5 障がい者の地元企業等への就労拡大に努めます 6 自殺の予防や自殺者の家族に対する支援体制の充実を図ります 	82
	第5節 すべての子どもたちの健やかな育ちを応援します	<ul style="list-style-type: none"> 1 子育てに関する情報の提供や相談活動を強化します 2 子ども同士の交流の機会を増やし、遊びの場を整備・確保します 3 地域の子育て力を高めます 4 保護者の就労と子育ての両立を支援します 5 子育て家庭の経済的負担を軽減します 6 支援を必要とする児童を救う体制を整えます 	86
	第6節 住民の健康づくりを支援します	<ul style="list-style-type: none"> 1 すこやかな成長発達が促せるよう、子どもの健康づくりを支援します 2 健康づくりの環境を整え、個人や家族、地域の健康づくりを支援します 3 健康づくりのネットワークを構築し、生涯を通じた健康づくりを支援します 4 一次予防及び二次予防を充実し、疾病対策を推進します 	90
	第7節 誰もがいつでも安心して医療が受けられる環境を整えます	<ul style="list-style-type: none"> 1 広域的な地域医療の連携に努め、医療体制の充実を図ります 2 適切な情報発信に努め、安心できる医療福祉サービスの提供を図ります 3 信頼される村立東海病院の健全な運営を進め、住民の医療ニーズに応えます 	94
4 生涯にわたって学習する機会を確保し、その成果を生かせる暮らし (教育分野)	第1節 教育立村を実現する質の高い教育行政を推進します	<ul style="list-style-type: none"> 1 教育委員会の体制の充実に努めます 2 教育の機会均等を図るため、村独自の取り組みを進めます 	98
	第2節 「生きる力」をはぐくむ学校教育を実践します	<ul style="list-style-type: none"> 1 豊かな学力を育成します 2 地域の特色や豊かな自然環境を生かした教育を進めます 3 社会の変化に対応した新しい時代にふさわしい教育を進めます 4 豊かな心と人間性を養う教育を進めます 5 幼児期の教育の充実を図ります 6 子どもたちがたくましく生きるための健康や体力づくりを進めます 	100
	第3節 学校・家庭・地域が相互に連携協力し、社会全体で教育の向上に取り組めます	<ul style="list-style-type: none"> 1 青少年健全育成のための体制充実を図ります 2 家庭の教育力の向上を支援します 3 地域の教育力の向上を図ります 4 子どもたちの安全を確保します 5 郷土理解の促進を図ります 	104
	第4節 心豊かな人をはぐくむ社会教育の推進を図ります	<ul style="list-style-type: none"> 1 ささまざまな学習とその成果を発表する機会の充実に努めます 2 文化芸術活動を支援し、その振興を図ります 3 村の歴史、文化などの正しい理解のための文化財の保存と活用を図ります 4 読書活動の推進と啓発を図ります 5 スポーツ活動に関する機会の提供に努めます 	108
	第5節 安全で安心して学べる施設の充実を図ります	<ul style="list-style-type: none"> 1 学校施設の適切な運営管理に努めます 2 学校施設の整備と改築を進めます 3 社会教育施設の整備充実を図ります 	112

分野	項目	内容	ページ
環境・環境分野	第1節	自然と共生する「みどりのコミュニティ」づくりを推進します	116
	第2節	資源が循環し、環境負荷の少ない低炭素社会の実現を目指します	118
	第3節	環境について住民・事業者・行政がともに学び、行動する体制を整備します	122
	第4節	自立する農業の確立を支援します	124
	第5節	循環型農業を推進します	128
	第6節	時代に即した新しい商工業活動を支援します	130
	第7節	科学・歴史を活かした観光の振興を図ります	132
	第8節	連携と協働で築く新たな産業の振興を図ります	134
みどりとの共生を推進して調和のとれた暮らしをつくり出す（まちづくり基盤分野）	第1節	生活の基礎となる水・みどりと共生する環境を形成します	138
	第2節	田園環境の良さを生かすとともに、美しく魅力ある都市環境を形成します	142
	第3節	地域を快適につなぐ環境を形成します	144
	第4節	それぞれの地域の特性に合った環境を形成します	146
	第5節	環境に配慮した土地利用を計画的に推進します	150
	第6節	自らの移動手段を持たない人にも便利な公共交通体系を整えます	152
	第7節	ひたちなか地区開発を村のまちづくりに活かします	154
（原子力とまちづくり分野）	第1節	原子力センター構想（仮称）の実現に向け先導的役割を果たします	158
	第2節	高度科学研究文化都市構想をより一層発展させ、原子力センター構想（仮称）の実現に向けた環境整備を進めます	164

第3章 分野別前期基本計画

※以下、分野別の前期基本計画（第2次案）は資料省略いたします。必要があれば政策推進課までお越しくください。

原子力科学と原子力エネルギーが調和したまちづくり “原子力センター構想(仮称)”について

東海村と原子力の未来を考えるフォーラム2010
2010年9月25日

東海村を原子力センターにする懇談会
会長 田中 俊一

1

原子力センター構想のねらい

これまでの原子力エネルギーと新しい原子力科学と東海村との関係を明確にし、これらと調和したまちづくりを推進し、東海村を原子力開発から最先端科学に及ぶ幅広い原子力利用に関する世界でもユニークな「世界の原子力センター」とすること。

原子力エネルギー

原子力をエネルギーとして利用するための原子力発電および核燃料サイクルシステムに関する研究開発、及び利用

原子力科学

J-PARC、研究用原子炉、加速器、ラジオ・アイソトープ等からの様々な放射線(量子ビーム)を利用した原子核・素粒子科学、生命科学、物質科学等の研究、及び医療・診断に係る応用技術の開発

原子力センター構想策定の手順(進め方)

- 原子力センター構想案は、「東海村と原子力の未来を考える有識者会議」において、東海村と原子力の将来像“原子力センター構想(仮称)”として、中間的にとりまとめたもの。
- 本案を9月3日の「東海村を原子力センターにする懇談会」の第1回会合で説明したところであり、引き続き懇談会での議論を踏まえて改訂するもの。
- さらに、東海村民および関係機関等からの意見を踏まえて改訂し、原子力センター構想案をまとめる予定。

3

■ お断り

注1) 「東海村」とは、地方公共団体としての東海村を指すのみならず、東海村という地域や、本地域に住み、働き、学び、又は公共的な活動している個人や団体(=村民)の総称。

注2) 「原子力センター」とは、“原子力の拠点(Center Of Excellence)”を意味し、原子力に関し、共有する目標を有し、優秀な人材と卓越した施設・設備が集約され、世界的に評価される地域という趣旨。

4

原子力センター構想案

- 東海村の特徴
- 東海村への期待と役割
- 原子力センター構想の理念・視点
- 原子力センターが有する機能
- 推進方策及び体制
- 原子力センター構想(仮称)の具体化に向けて

5

■ 東海村の特徴(村)

- ☞ 我が国の原子力を半世紀に亘って先導し(パイオニア)、原子力利用の重さも体感(村民を巻き込む大事故を経験)してきた地域である。
- ☞ 昭和30年の開村以来、原子力政策の発展と重なる東海村の歴史は、東海村(村民)にとっての誇りであり、今後も、“東海村らしい”貢献をすべきと考えている。
- ☞ 原子力の有益性ととともに、原子力の危険性も十二分に認識している東海村は、原子力に冷静に向き合う中で、地域社会と原子力が調和したまちづくりができる素地(リテラシー)がある。

6

■ 東海村の特徴(原子力関係機関)

東海村には、研究開発(基礎科学～技術開発)から原子力発電まで原子力を総合的に実施できる広範な分野の高度な人材と世界に誇れる施設・設備がある。(世界的にも極めて稀有な地域)

(独)日本原子力研究開発機構(原子力科学研究所、核燃料サイクル工学研究所)

高エネルギー加速器研究機構

J-PARCセンター

東京大学大学院原子力専攻

茨城大学フロンティア応用原子科学研究センター

茨城県いばらき量子ビーム研究センター

(財)核物質管理センター

日本原子力発電(株)

原子燃料工業(株)

三菱原子燃料(株)

ニュークリア・デベロップメント(株)

積水メディカル(株)

(株)日立製作所

一体となった取組みにより内外の期待
に応えられる可能性は大きい!

■ 東海村への期待と役割

特色のある世界の原子力センター

東海村での原子力の歴史
(誇り、リテラシー)

+

原子力に関する総合力
(人材、設備、実績)

原子力エネルギー利用と原子力科学を総合的に推進することによって、人類社会の生活の向上、社会の発展のために“東海村らしさ”を活かして積極的役割を果たすことが期待されている。

原子力エネルギー利用を巡る国際的な状況

- ◆ アジア、アフリカ地域での人口の増加、中国、インドに代表される国々での経済発展に伴うエネルギー需要拡大
- ◆ 地球温暖化防止のための温室効果ガス削減対策

原子力発電の大幅な拡大

- ☞ 原子力発電の拡大に伴う安全の確保
- ☞ 原子力利用(発電所の建設、運転、保守等)のための技術基盤、人材基盤の確保
- ☞ 原子力利用拡大に伴う核拡散防止、核テロ対策

OECD/NEAの予測(2008年)

- ・ 現在、30カ国で約435基の原発が稼動中
- ・ 2050年までに世界の原発は、新たに20カ国以上での新規導入を含めて最小で580基、最大では1400基になると予測
- ・ 2030年以降の原発建設は、リプレイスを入れて年間23基～54基

9

原子力エネルギー利用を巡る日本の状況

◆2020年までに温室効果ガスを1990年比で25%削減!

- ・ 既存原発54基(49GWe)の設備利用率60%から85%に改善
 - ⇒ 約▲0.64億トン(全排出量▲4.7%)
- ・ 建設中2基、計画中の12基原子力発電所増設(20GWe)
 - ⇒ 約▲1.07億トン(全排出量▲7.8%)

速やかな新規建設

- ☞ 原子力立地地域での信頼の確保
- ☞ 基礎研究から実用化の過程での技術基盤、人材基盤の確保
- ☞ 実用化の過程で生じる課題を解決しながら進める基礎・基盤研究と技術開発の連携

10

原子力科学(量子ビーム利用)を巡る状況

- ◆ 医療・診断、工業、農業等の広範な分野で利用されている放射線利用の規模はGDP換算で約4.1兆円と、エネルギー利用の約4.6兆円の規模とほぼ同等であり、今後も着実に伸展すると予測されている(2005年原子力委員会調べ)。
 - ◆ J-PARCは、多種・多様な量子ビームを生み出す世界でも最大、最高級の加速器施設で、21世紀の課題である国民生活の質の向上、地球環境の保全、産業技術の発展、及び幅広い分野の科学技術を牽引する手段であり、国際的にも極めて重要な研究の場(アリーナ)。
- ☞ 世界から多くの科学者や研究者が集まり、競って原子力科学研究を行える環境整備が課題！

11

原子力センターへの期待

- ☞ 原子力利用の拡大に対応した安全確保への貢献
 - ☞ 核拡散防止・核セキュリティ対策(核テロ)への貢献
 - ☞ 世界的な原子力利用の拡大を支える基礎・基盤技術と人材基盤の確保
 - ☞ 実用化の過程で生じる課題を解決しながら進める基礎・基盤研究と産業技術開発の連携(産と研究機関・大学の連携)
 - ☞ 使用済燃料の処理・処分、放射性廃棄物の処分技術開発および基準策定等
- ☞ 国際中核拠点として世界から多くの科学者や研究者が集まり原子力科学研究を行える研究環境、生活環境の整備(平成17年策定:高度科学研究文化都市構想の一層の推進)

42

12

■ 原子力センター構想の理念・視点

- ☞ 1956年にはじまった原子力の平和利用の第1段階である原子力の研究開発や原子力発電の開始から核燃料サイクルの事業化において、東海村は、国が主導する20世紀型の“日本の原子力センター”であった。
- ☞ **東海村が目指すのは、21世紀型の“世界の原子力センター”である。それは、地方自治、地域主権の理念に基づき、東海村らしさを活かして原子力エネルギーと原子力科学を総合的に推進し、真に豊かで持続可能な社会をつくるために貢献するもの。**

13

■ 原子力センター構想の理念・視点

- 村民や地域行政(東海村や茨城県)と原子力関係者(原子力関係の個人や団体)が原子力センターの理念や目指す役割を共有できること。(ハードの集積のみが重要ではない。)
- 原子力関係機関が有する機能を十分に活かすことによって、村民や地域行政(東海村や茨城県)と原子力関係者がその将来を共通に展望できること。
- 地域主権の考え方に立脚し、東海村の各構成員が自ら協議し、地域としての考え方を自ら纏め、自ら実行に移すとともに、国を含む関係機関へ提言し、理解を得て、協働で実現するものであること。
- 東海村(を中心とした地域)にとっての「地域の持続的発展」につながるものであること。
- 「文化的な価値」と「社会的な価値」の創造を第一とすること。
- 文化的価値と社会的価値を基盤に創造的、発展的な活動として経済的価値が生み出せること。
- 東海村を開く(国際化・オープン化する)、東海村を活かすという発想を推進すること。

14

■ 原子力センターが有する4つの機能

- ◆ 国際的な原子力人材育成を推進する機能
- ◆ 原子力の安全や平和利用の基盤を支える取組みを推進する機能
- ◆ 最先端の原子力科学や原子力基礎・基盤研究 とその利用を推進する機能
- ◆ 原子力や科学技術を社会科学や政策科学等の幅広い観点から研究を推進する機能
- ◆ 各機能を支える研究環境・生活(滞在)環境の整備

15

◆ 国際的な原子力人材を育成する機能(その1)

- ☞ 国内外からの多様な人材育成ニーズに応じられるオン・デマンド型教育・訓練プログラムの提供(窓口の一元化)。
- ☞ 技術や専門の知識に加え、原子力に対する深い思考力・洞察力や謙虚さを有する人材を育成(幅広い教育)。

原子力関係機関の人材育成ポテンシャルの事例:

- 原子力に関する総合的、一般的教育(JAEA、東京大学)
- 原子炉・核燃料等の運転・保守技術者(原電他)
- 原子炉建設・保守技術者(日製他)
- 安全、防災、核不拡散・核セキュリティのための人材(JAEA、原電他)
- 国際的に活躍できる人材育成(東京大学、JAEA)
- 放射線(量子ビーム)取扱技術者(JAEA、J-PARC)
- 加速器開発、加速器利用に関する技術者(J-PARC、KEK、東京大学)
- 高度な研究者(JAEA、J-PARC、東京大学他)

16

◆ 原子力の安全や平和利用の基盤を支える 取組みを推進する機能(その2)

- ☞ 東海村の原子力関係機関が各機関が実施するプロジェクトに積極的に協力するシステム。
- ☞ プロジェクトの実施について、地域の意見を反映し、地域の安心と信用が得られるシステム。
- ☞ アジア諸国、世界各国が積極的に参加できる環境の整備。

原子力関係機関の取組み事例:

- 原子力の安全・安心・防災に関する取組み。
- 原子力発電や核燃料サイクルの様々な課題への取組み(例えば、高経年化、出力向上、廃止措置と廃棄物、合理的な安全規制、将来炉計画など)
- JAEAのアジア核不拡散・核セキュリティ総合支援センター(仮称)を中核に、核拡散防止・核セキュリティの確保に貢献する取組み。

17

◆ 最先端の原子力科学や原子力基礎・基盤研究 とその利用を推進する機能(その3)

- ☞ 原子力関係機関が原子力科学や原子力エネルギーに関して先進的・先導的に実施できる環境づくり。

原子力関係機関の取組み事例:

- 最先端の原子力科学や原子力基礎・基盤研究の研究プロジェクトの新たな展開。
- 原子力科学(量子ビーム利用)を基礎とした、物質科学や生命科学など科学技術の新たな地平線を拓く取組み。
- 次世代のガン治療法であるBNCT(ホウ素中性子捕捉療法)への取組み。(東海村に来ればガンが治る!!)
- 原子力利用に伴う様々な課題を克服し、新たな原子力利用を拓くための基礎・基盤研究開発。
- 文化的・社会的価値から経済的価値を生み出す産学官連携。

18

◆ 原子力や科学技術を社会科学や政策科学等の幅広い観点から研究を推進する機能(その4)

☞ 東海村での原子力の歴史と経験を踏まえた社会科学的な調査・研究を支援し、国内外に発信する仕組みを準備。

取組み事例:

- 半世紀にわたって我が国の原子力エネルギー利用のパイオニア的な地域であり、今後、原子力科学による新たな展開と併せて、これらと調和したまちづくりを進める東海村におけるリスクコミュニケーションの調査、研究。
- 原子力と地域社会の共生、原子力の地域社会への影響などについて調査、研究。
- 自然科学・工学と社会との関係(相互作用)について、社会科学等の幅広い視点から調査、研究。

19

◆ 各機能を支える研究環境・生活環境の整備

国際的に開かれた環境、魅力ある研究・生活環境

- ・ 自由な雰囲気、キャンパスのような雰囲気
- ・ トップレベルの研究者を常に魅了する(リピーターとなる)施設・設備
- ・ 外国人が利用し易い宿泊施設、国際会議やワークショップが開催できる規模の会議場の確保
- ・ 英語対応可能な飲食店など“まち”自体の国際化
- ・ 交通手段(アクセス)の確保・充実
- ・ 来訪した研究者(やその家族)と村民とのオープンな交流機会の提供
- ・ 国際理解教育の推進
- ・ 長期滞在者に対する家族・家庭生活へのサポート
- ・ 長期滞在者が日本の生活文化を体験できるなど積極的な文化交流

**国際中核研究拠点として相応しい環境づくりには
地域社会との連携・協調が重要(必須)**

20

■ 推進方策及び体制

原子力センター構想に関し、地域行政を含む地域社会や各原子力関係機関、その他の関係機関がコンソーシアムのような形で連携し、構想を一体的に進めていく体制(ハブ機能)

ハブ機能の要件:

- 原子力関係機関と東海村(地域社会)との連携を推進し、原子力センター構想の実現を図ること。
- 大学(関係大学を含む)やJAEA/J-PARCを始めとする原子力関係機関の施設・設備の相互利用等を推進し、連携を強化すること。
- 大学や原子力関係機関の人的・知的財産の相互提供と横の連携強化。
- 東海村単独でなく、経済的・文化的・人的つながりをもつ周辺市町村を含む広域の視点を重視。
- “原子力センター構想(仮称)”を推進していく上で必要となる場所の確保(未利用地の活用、用途の見直しなど)

21

■ 原子力センター構想(仮称)の具体化に向けて

- ☞ 原子力センターにおいて推進する取組みの具体化
- ☞ 各原子力関係機関、その他の関係機関の役割の明確化
- ☞ 東海村や茨城県(地域行政)の役割の明確化
- ☞ 国の役割の明確化(国への期待)
- ☞ 推進方策及び体制の具体化
- ☞ その他(構想を具体化するためのインフラ整備等)

22

原子力センター構想について、皆さまからの積極的なご意見とご提案を期待しております。

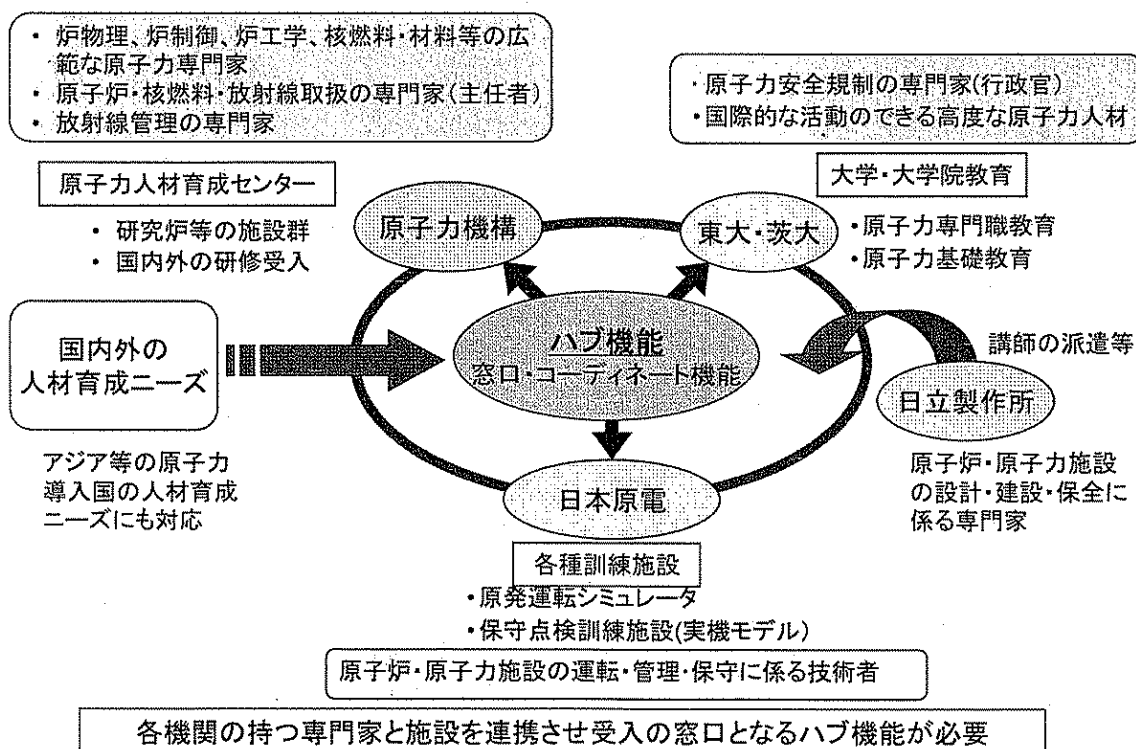
参考

(※会議結果を踏まえ修正したもの)

東海村原子力センターに 期待される機能

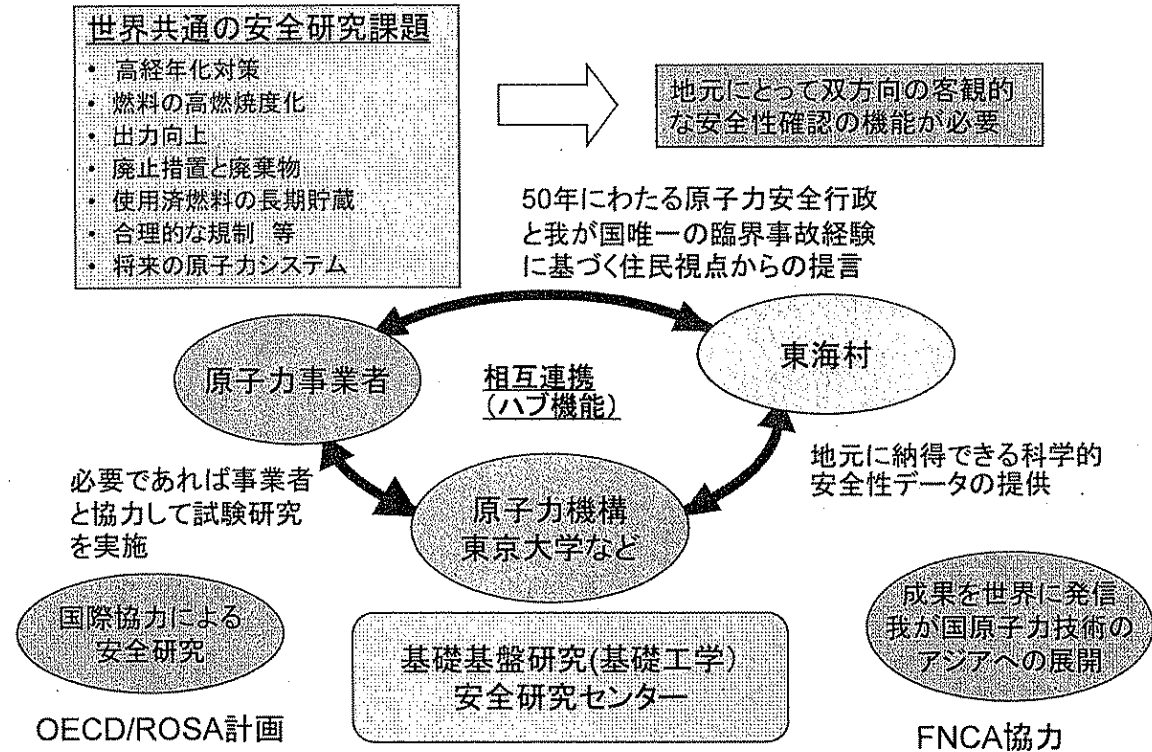
国際原子力人材を育成する機能

東海村は多様な原子力人材育成ニーズに応え得る我が国唯一の地域として
総合的な教育機能(施設と専門家)を有する



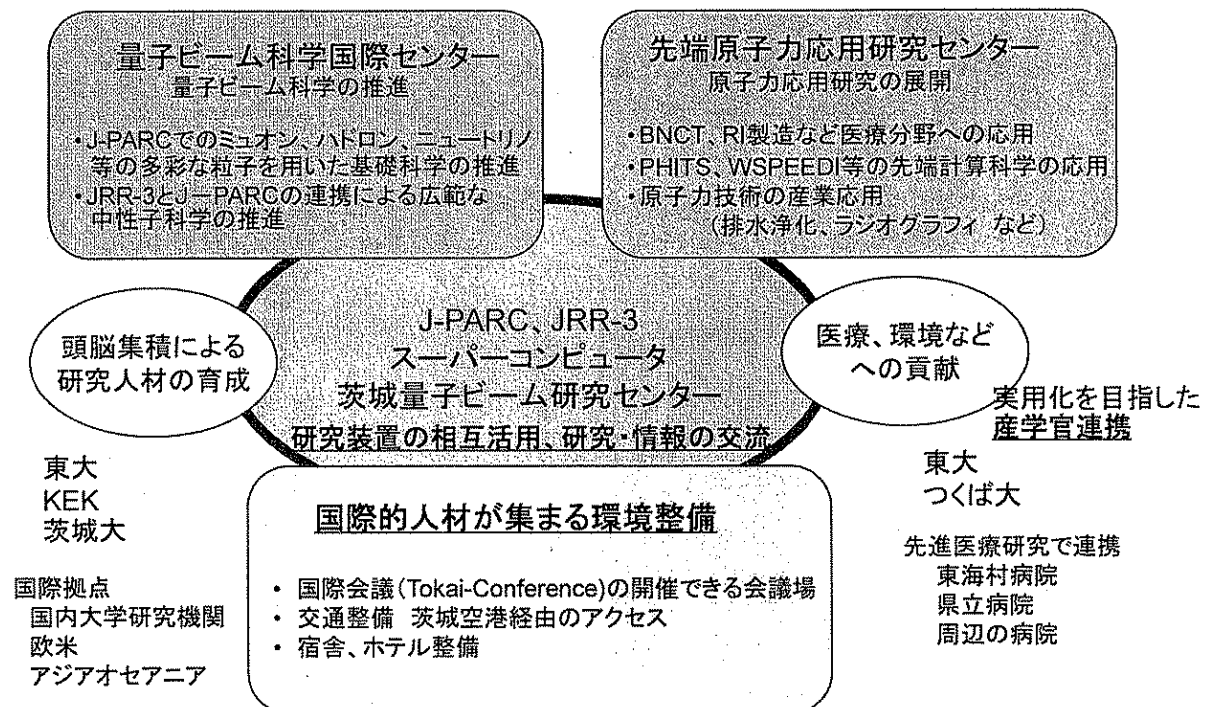
原子力安全の基盤を支える機能

東海村が有する総合的な能力と経験を活かして、国内外の原子力安全に係る研究開発をリードし、世界へ発信する機能



原子力科学分野を推進する機能

世界最先端の施設に世界の優秀な頭脳を集結させトップレベルの成果を創出し、世界に発信する機能



東海村と原子力の将来像

～“原子力センター構想（仮称）”の基本的考え方～

< 骨子 >

（案）

平成 22 年 9 月

注）「第 1 回懇談会」における主な意見等については、***として追記している。

本骨子は、「東海村を原子力センターにする懇談会」の第 1 回会議に提案するため、東海村と原子力の将来像（“原子力センター構想（仮称）”の基本的考え方）について、その骨子を中間的に纏めたものである。

今後、「第 1 回懇談会」での議論、村民からの意見等を踏まえ、所要の修正を行うとともに、「第 2 回（以降の）懇談会」への具体的な提案に向けた肉付けを行っていくものとする。

- ※ 1 本骨子において「東海村」とは、地方公共団体としての東海村を指すのみならず、東海村という地域や、本地域に住み、働き、学び、又は公共的な活動をしている個人や団体（＝村民）の総称を指すものとする。
- ※ 2 本骨子において「原子力センター」とは、“原子力の拠点（Center Of Excellence）”を意味し、原子力に関し、共有する目標を有し、優秀な人材と卓越した施設・設備が集約され、世界的に評価される地域という趣旨で使っている。（新たな建物を整備するといった単純なイメージで使っていない。）

東海村の特徴、東海村への期待と役割

- 我が国の原子力を半世紀に亘って先導（＝パイオニア）し、原子力利用の重さも体感（＝村民を巻き込む大事故を経験）してきた地域。
 - ⇒ 昭和 30 年の開村以来、原子力政策の発展と重なる東海村の歴史は、東海村にとっての誇りであり、今後も、国内外に対し、“東海村らしい”貢献を行う。
 - ⇒ 原子力の有益性ととも、原子力の危険性も十二分に認識している東海村は、謙虚な姿勢をもって、地域社会と原子力が調和したまちづくりを推進する。

- 研究開発（原子核・素粒子物理等の基礎科学～エネルギー利用等の技術開発）から原子力発電まで、原子力を総合的に実施できる高度な人材と施設・設備を保有。（世界的にみても極めて稀有）

⇒ 原子力の安全と平和利用の推進、新たな原子力科学の発展のために、“東海村らしさ”を活かし積極的役割を果たすという新たな取組は、日本社会のみならず国際社会までもが期待するものである。

- 原子力エネルギーを積極的に利用しようという動向が世界的に広がりつつある中、原子力安全への懸念、核拡散や核テロのリスクの増大、さらには核燃料の安定供給、使用済燃料の処理や放射性廃棄物の処分といった課題をもたらしており、原子力と人類・地球・地域社会との共生・共存、このために必要となる原子力政策上の課題（特に人材基盤や科学・技術基盤）への対応が求められている。

⇒ 地域社会と世界の安全・安心のために東海村が出来ることは何なのか。この点につき、積極的に提案し、行動していく必要がある。

⇒ 20 世紀後半、原子力の民生利用の第 1 ステージ（原子力の研究開発や原子力発電の開始から核燃料サイクルの事業化まで）において、東海村は、国主導の下での 20 世紀型の“原子力センター”であった。

地域主権が叫ばれる今日、経済発展至上主義から脱却し真に豊かで持続可能な社会を目指すべきとの理念が謳われ始めていること、国の原子力政策においても電力自由化や核燃料サイクルの事業化に伴い転換期を迎えていること等を踏まえ、東海村は、“東海村らしさ”を活かした 21 世紀型の“原子力センター”として、自らが、第 2 ステージにおける進むべき方向を再定義する必要がある。

※村民や原子力関係者などは、東海村の特質と過去を積極的に理解できるようにすべき。

基本的な理念と視点

【構想の位置付け】

- ・ 村民や地域行政（東海村や茨城県）と原子力関係者（原子力関係の個人や団体）が原子力センターの理念や目指す役割を共有できること。（ハードの集積のみが重要ではない。）
- ・ 原子力関係機関が有する機能を十分に活かすことによって、村民や地域行政（東海村や茨城県）と原子力関係者とその将来を共通に展望できること。

- ・ 地域主権の考え方に立脚し、東海村の各構成員が自ら協議し、地域としての考え方を自ら纏め、自ら実行に移すとともに、国を含む関係機関へ提言し、理解を得て、協働で実現するものであること。

【構想についての共通認識】

- ・ 東海村は、「人、自然、文化が響き合うまち」を基本理念とした第4次総合計画（2001－2010）を推進してきており、次年度から始まる第5次総合計画においてもこの基本理念を継承・発展・深化していく見込み。本構想は、このような東海村（を中心とした地域）のまちづくりに溶け込むものであること。
- ・ 第4次総合計画において「文化とは耕すことであり、簡単に他から運んでくることはできないものです。時間をかけて、村民一人ひとりの生活の質を高め、精神的安定をもたらす社会を創っていきます。」と謳われているが、この理念は本構想とも共通するものであること。
- ・ 東海村は、第4次総合計画において、「原子力安全モデル自治体を目指す。」としたが、本構想は、これを発展させ、原子力の安全を高めることに繋がる人材基盤や科学・技術基盤を育成し、地域社会のみならず世界の原子力安全に貢献するものであること。
- ・ 「経済的な価値」ではなく「文化的な価値」を第一に考えるものであること。（＝原子力センターが東海村にとっての“文化（Culture）”になること。）
- ・ 「原発がお金と雇用を持ってくる」という発想からの脱却すること。（＝地域社会と融合し“文化（Culture）”になること。）
- ・ 東海村の取組みが原子力の安全・安心、生活の質の向上や健康の増進などに貢献し、国内外から感謝され、尊敬されるような「社会的な価値」の創造も重要。
- ・ 補助金が悪いわけではないが、将来ビジョンに自ら投資し、民間資金を呼び込む努力をすること。
- ・ 東海村（を中心とした地域）にとっての「地域の持続的発展」を考えるものであること。

※「文化的な価値」について、もう少し具体的な説明が必要。

※「文化的な価値」や「社会的な価値」を創造する様々な活動を通じて得られた成果を、新産業の創出やこれに伴う雇用の創出など「経済的な価値」に繋げることは、村民への成果の還元、地域への貢献等の観点から大きな課題の一つ。

【高度科学研究文化都市構想（平成17年3月）との関係】

- ・ J-PARCを中核に東海村が進めている国際的な高度科学研究文化都市構想が、エネルギーとしての原子力研究開発を包含することで、構想がより豊かになり、発展する可

能性大。

- ・ J-PARCを中核とした原子力科学の発展には、原子力エネルギーに関する研究開発の発展・活性化も不可欠。

== 2つのキーワード ==

【東海村（を中心とした地域）らしさ】

- ・ 東海村の特徴の再確認を行う。
 - ⇒ 原子力に関する幅広い人材（研究者、技術者、実務者、管理者等）と最先端の施設・設備の集積（エネルギーを中心とした研究開発に、J-PARCを始めとした最先端の原子力科学が加わる）
 - ⇒ 原子力のパイオニアとしての誇り
 - ⇒ 地域社会と原子力関係者が一緒になって議論できる雰囲気と能力（村民を巻き込む大事故を経験したことによるところも大きい）
 - ⇒ 村行政の財政力は当面安定
- ・ 以上の諸点は、他の原子力発電所等立地地域とは大きく異なることを強く認識。

【国際化・オープン化】

- ・ 東海村を開く（オープンにしていく）、東海村を活かすという発想。
- ・ J-PARCを中核とした高度科学研究文化都市構想（=国際水準の生活基盤づくりとしての生活環境の整備、緑豊かなガーデンシティづくりとしての都市環境の整備など）の推進により、徐々に国際化・オープン化が図られつつあるが、その目標達成には更なる努力が必要。
- ・ 東海村に集う、集うことを期待する人々にどのようなインセンティブを与えられるかが今後の課題。（世界に向けた新知見の発信。これによる世界の英知の来訪。）
- ・ 原子力関係者や地域行政だけで国際化を議論してもダメ。世界から見てどうなのか、地域社会（村民）から見てどうなのか。
- ・ 多文化共生社会を実現していくべき。
- ・ 多様な人々が集う交流の場／公益空間の創造が課題。

★上記の諸点は、東海村の強み・弱みであり、これらの点も含め、今後、村民の目線と外部（国内外）の目線の双方から、SWOT（=Strengths, Weaknesses, Opportunities, Threats）分析を行っていく。

原子力センターが有する機能

- 原子力センターは、高度科学研究文化都市構想に掲げられている6つのコンセプトを包含する形で、以下に示す3つの機能を保有するとともに、各機能を支える研究環境・生活（滞在）環境を保有する。

【機能①：国際的な原子力人材を育成する機能】

- ・ 国際的に活躍できる若手の育成が急務。
- ・ 学会等で行われている議論の受け皿となり、日本全体のみならず、アジアを始めとした国際的な人材育成ネットワークのハブとなること。
- ・ 我が国のみならず、世界も含めた次世代の優秀な研究者及び技術者の育成を目指した教育プログラムの充実。
- ・ 技術や専門の知識に加え、原子力に対する深い思考力・洞察力や謙虚さを有する人材を育成。安全文化の醸成。
- ・ 安全、防災、核不拡散・核セキュリティといった東海村らしい人材育成のイニシアチブも必要。安全やセキュリティなどの教育の先導を担うべき。

※安全規制を担う人材の育成も重要。

【機能②：原子力の安全や平和利用の基盤を支える機能】

- ・ 持続可能なエネルギー確保のためには、原子力のエネルギー利用も持続可能なものとする必要があり、安全やセキュリティなどを高める取組みは避けられない重要課題。
- ・ 原子力の安全・安心・防災について国内外に発信する取組み。原子力発電や核燃料サイクルの様々な課題（例えば、原子力発電の場合、高経年化、出力向上、廃止措置と廃棄物、合理的な安全規制、実効性のある防災対策など）に関し、試験研究や実証を通じた科学的・客観的なデータの蓄積とこれに基づく情報の国内外への発信。
- ・ 原子力の平和利用に伴う核不拡散・核セキュリティに貢献する取組み。（アジア核不拡散・核セキュリティ総合支援センター（仮称）を中核として国内外へ貢献。）
- ・ 地域社会が参加できる仕組み。（科学的・客観的データの地域社会への提供と地域社会からの提案が出来る仕組み。）
- ・ アジア諸国をはじめとした世界各国が積極的に参加できる仕組み
- ・ 自然科学・工学の知のみならず、社会科学や政策科学の知についても拠点化。（大学（人文社会科学系）との連携あるいは大学を中核とした取組み。）

- ・ リスクコミュニケーション
- ・ 地域社会と原子力との間で生じている様々な課題
- ・ 原子力科学・技術の社会的影響の評価

※利害関係を離れた自由な議論の場、原子力エネルギー関係施設の新増設から脱原子力まで様々な価値観や考え方について率直かつ柔軟に議論できる場が必要。

※原子力のネガティブな部分も取り上げる必要がある。但し、信念や気分とかではなく、サイエンスとして議論できる研究拠点とすべき。

※東海村として、どう活気を創るかを考えなければならない。「安全性」だけでなく「パイオニア」としての切り口を踏まえ、少人数でグループを作るなどして議論を継続していくことが必要。

⇒「社会科学や政策科学の知についての拠点化」については、上記趣旨も含め、機能②の一部ではなく独立した一つの機能として整理することとする。

【機能③：最先端の原子力科学や原子力基礎・基盤研究とその利用を推進する機能】

- ・ 最先端の原子力科学や原子力基礎・基盤研究の研究プロジェクトを新たに展開。加速器科学の世界的なネットワークを活かす取組み。
- ・ 原子力科学（量子ビーム利用）を基礎とした、物質科学や生命科学など科学技術の新たな地平線を拓く取組み。
- ・ 次世代のガン治療法である BNCT（ホウ素中性子捕捉療法）への取組み。（東海村に来ればガンが治る！！）
- ・ 新たな科学技術の発展、生活の質の向上や新たな産業の創造に繋がるオープンイノベーションの場。
- ・ 原子力エネルギーの持続的な利用を期すための取組みや、世界をリードする次世代核燃料サイクルシステムの研究開発など次のステップに向けての発展。（原子力利用に伴う様々な課題を克服し、新たな原子力利用を拓くための高いレベルの基礎・基盤研究開発など）
- ・ 産学官連携の更なる推進

※原子力発電や核燃料サイクルの先進技術などへの取組みについてももっと扱って欲しい。

【上記の各機能を下支えする研究環境・生活（滞在）環境】

- ・ 今後、J-PARCユーザや学会等の参加者が増加し、さらにはエネルギー関係の原子

力教育研究でもアジアを中心とした来訪者が増加する見込み。

- ・ 需要の想定の更なる具体化が必要。
- ・ 役割分担を明確にして研究環境・生活（滞在）環境の向上に取り組むべき。
- ・ 目指すべき方向は、国際的に開かれた環境、魅力ある研究環境、利用しやすい生活環境
 - 自由な雰囲気、キャンパスのような雰囲気
 - トップレベルの研究者を常に魅了する（リピーターとなる）施設・設備
 - 外国人が利用しやすい宿泊施設（英語対応可のスタッフ、インターネット、レストラン、アクセス支援）、国際会議やワークショップが開催できる規模の会議場の確保
 - 交通手段（アクセス）の確保・充実
 - 人手を介さなくても自由に来訪・滞在できる雰囲気や仕組み
 - 英語対応可能な飲食店など“まち”自体の国際化
 - 来訪した研究者（やその家族）と村民とのオープンな交流機会の提供
 - 国際理解教育の推進
 - 長期滞在者に対する家族（特に子ども）・家庭生活へのサポート
 - 長期滞在者が日本の生活文化を体験できるなど積極的な文化交流（古民家への滞在など）
- ・ 例えば原子力特区のようなもので外国人の滞在に関する規制を緩和。
- ・ 24時間体制で実験をしている学生・研究者の特性も考慮。（夜間における安全性・利便性の観点）
- ・ 多様な文化を持つ人々が集まっていることにも配慮。（ベジタリアンなど）
- ・ 来訪者や長期滞在者などが自ら必要な情報を入手・活用でき、また、必要な支援を受けられることができる、ワンストップサービス機能を有する“総合情報・支援センター”を、原子力関係機関と地域社会が協働で整備・運用。
- ・ 国際中核研究拠点として相応しい環境づくりを進めるためには、原子力関係機関と地域社会との連携・協調が重要。
- ・ 研究者や技術者、原子力関係機関から地域社会への顔が見える交流・貢献。（例えば、小中学生等を対象とした科学技術やエネルギーに関する教育への支援・貢献。）

推進方策及び体制

【拠点（COE）化と連携】

- ・ 大学（関係大学を含む。）や JAEA/J-PARC を始めとする原子力関係機関の施設・設備の相互利用等による連携を一層強化。
- ・ 大学や原子力関係機関の人的財産が相互に横に交流・連携。

- ・ 地域社会との連携を一層強化。
- ・ 東海村単独でなく、経済的・文化的・人的つながりをもつ周辺市町村を含む広域の視点が必要。
- ・ 原子力センターの全体や各機能、あるいは各機能を支える研究環境・生活（滞在）環境等に関し、地域行政を含む地域社会や各原子力関係機関、その他の関係機関がコンソーシアムのような形で交流・連携し、本構想を一体的に進めていく体制（ハブ機能）が必要。
- ・ “原子力センター構想（仮称）”を推進していく上で必要となる場所の確保（未利用地の活用、用途の見直しなど）

※「ハブ機能」の早期具体化が重要。

“原子力センター構想（仮称）”の具体的な提案に向けて

今後、以下の項目に関し議論を深化する。

- ・ 原子力センターにおいて推進する主な取組み
- ・ 各原子力関係機関、その他の関係機関の役割
- ・ 東海村や茨城県（地域行政）の役割
- ・ 国の役割（国への期待）
- ・ 推進方策及び体制
- ・ その他（構想を具体化するためのインフラ）

■原子力センター構想(仮称)の理念・視点

資料3

—原子力に関し、共有する目標を有し、優秀な人材と卓越した施設・設備が集約され、世界的に評価される地域を目指す—

東海村の特徴・期待と役割

- 我が国の原子力を半世紀に亘って先導(パイオニア)し、原子力利用の重さも体感(=大事故を経験)
- 研究開発から原子力発電まで、原子力を総合的に実施できる高度な人材と設備(世界的にも稀有)
- 原子力エネルギーを積極的に利用しようとする動向が世界的に広がりつつある中、原子力安全への懸念、核拡散や核テロのリスクの増大等といった、原子力と人類・地球・地域社会との共生・共存のために必要な原子力政策上の課題(特に人材基盤や科学・技術基盤)への対応が求められている。

原子力科学と原子力エネルギーが調和したまちづくり

第1ステージ 20世紀型

- 原子力の民生利用の第1ステージ(原子力の研究開発や原子力発電の開始から核燃料サイクルの事業化まで)
- 国主導の下での「原子力センター」

2つのキーワード

- 東海村(を中心とした地域)らしさ
- 国際化・オープン化

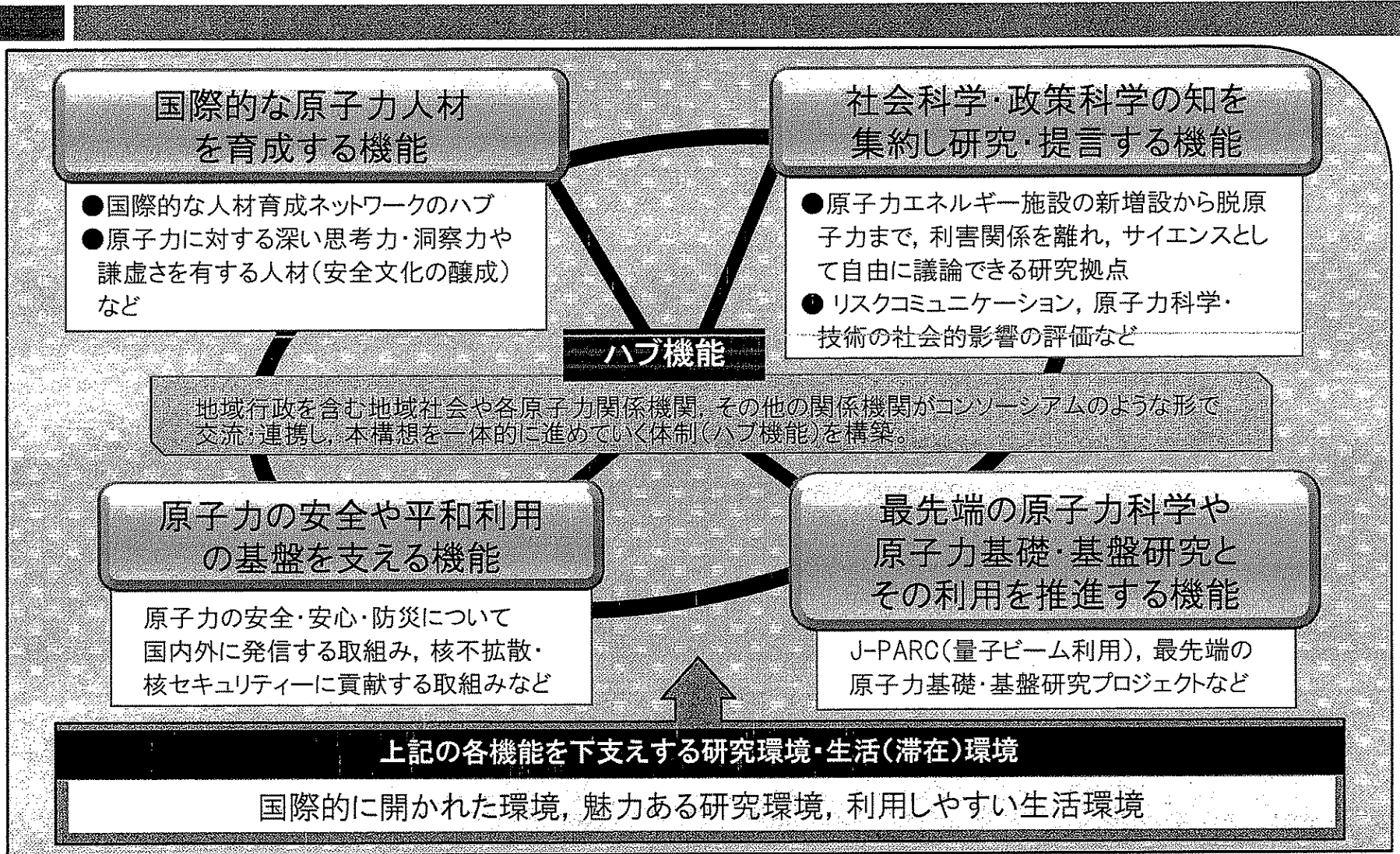
社会的背景の変化

- 地域主権
- 経済至上主義からの脱却(真に豊かで持続可能な社会)
- 電力自由化、核燃料サイクルの事業化に伴う転換期

第2ステージ 21世紀型

- 東海村の各構成員が自ら協議し、第2ステージにおける進むべき方向を再定義
- 「原子力安全モデル自治体」を発展させ、原子力の安全を高めることにつながる人材基盤や科学・技術基盤を育成し、地域社会のみならず世界の原子力安全に貢献
- 「文化的な価値」が第一

■原子力センターが有する機能



～通年ご利用いただけます～

村長定例記者会見資料

東海村役場 平成23年 窓口業務時間延長のご案内



【実施日時】 原則として毎月第1・第3木曜日、午後7時まで
※5月及び11月の第1木曜日は休日のため、翌開庁日に振替実施いたします。

実 施 日					
1月	2月	3月	4月	5月	6月
6.20	3.17	3.17	7.21	6(金).19	2.16
7月	8月	9月	10月	11月	12月
7.21	4.18	1.15	6.20	4(金).17	1.15

【実施課及び取扱業務】

行政棟1階	取 扱 業 務
住 民 課	住民登録(転出・転入等), 印鑑登録, 外国人登録に関する手続, パスポートの交付, 各種証明書・許可書の発行等 ※電子証明書等一部発行できないものがあります。
保健年金課	国民健康保険, 国民年金, 後期高齢者医療, 医療福祉(マル福制度等), 母子健康手帳等に関する手続
社会福祉課	保育所(入退所の手続), 子ども手当, 児童扶養手当の申請等
NEW 税 務 課	評価額証明書, 固定資産課税証明書, 所有不動産証明書(以上は本年度課税分のみ), 村・県民税課税証明書, 納税証明書, 軽自動車車検用納税証明書, 事業所在証明書の発行 村税納税相談(※電話等による予約が必要です。)
NEW 会 計 課	村・県民税, 固定資産税, 軽自動車税, 国民健康保険税, 介護保険料, 後期高齢者医療保険料, 保育所保育料, 下水道使用料等のお支払い ※国税, 県税, 国民年金保険料のお取扱いはできません。
議会棟1階	取 扱 業 務
水 道 課	給水の開始・中止の手続, 上下水道料金のお支払い ※下水道料金のみのお取扱いはできません。

※詳細は、村ホームページ <http://www.vill.tokai.ibaraki.jp> をご覧ください。

【問合せ先】

東海村役場 TEL 282-1711(代)

東海村『知的障がい者チャレンジUP雇用事業』概要

事業開始：平成23年4月1日

介護福祉課 障がい支援担当
 <内線：1166>

■ 現 状

障がい者への就労支援の充実は、自立した社会生活を送る上で大きな課題です。近年、社会で活躍する障がい者は増加傾向にありますが、未だ障がい者を取り巻く雇用環境は厳しい状況が続いています。平成22年6月1日現在、県内の民間企業で働く障がい者数は3,568人、うち身体障がい者が2,746人に対し、知的障がい者数は719人とどまっている現状です。



■ 目的・効果

本村（役場）において、知的障がい者の雇用を創出することにより、「知的障がい者に事務職は無理」というイメージを払拭するとともに、知的障がい者の雇用が広く民間企業に拡大していくためのモデルとすることができます。
 職場内や地域において知的障がい者に対する理解が進み、互いに助け合う雰囲気生まれ、障がい者と共に「あたり前に働く」社会の実現につなげるものです。

知的障がい者 2名 を 3年間 雇用



民間企業に就職

介護福祉課



コーディネーター 1名
 <平成24年度 採用>



- 村内企業、地域、住民に対する啓蒙・啓発活動
- チャレンジUP雇用終了後の受入企業開拓

チャレンジUPオフィス
 <庁舎2階（202会議室）>



指導員 1名



知的障がい者 2名

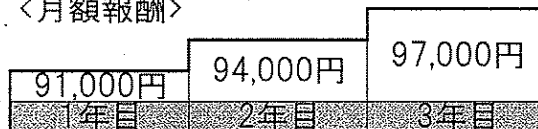


業務の指導や
 フォローアップなど

- ▶ 非常勤嘱託員
- ▶ 月～金曜日 9:00～16:00（週30時間勤務）
- ▶ 1年ごとの更新（最大3年）

報酬については
 技能労務職給料表（1級1号級）
 の週30時間換算（30/40）
 を適用

<月額報酬>



ステップUP



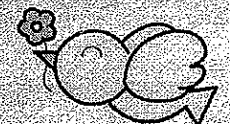
■ 業務内容

郵便物の收受

- * 各課から発送文書を回収
- * 郵便局への引渡し
- * 郵便局からの受け取り
- * 各課への配布

資料廃棄

- * 各課から廃棄文書を回収
- * シュレッター作業



なごみちゃん

子宮頸がんワクチン助成事業

平成22年度 補正予算額 1,938千円

保健年金課 健康増進室
保健センター
電話 282-2797

事業目的

- ・子宮頸がんの罹患を予防し、女性の健康の保持増進ができる。
- ・子宮頸がん予防ワクチンの接種費用を公費負担とすることにより保護者の経済的負担の軽減を図ることができる。

対象者

中学3年生の女子(約190名)

接種期間

平成23年1月中旬～平成23年3月31日

※22年度中に接種できなかった対象者については、23年度事業で実施。

接種方法

村内協力医療機関にて個別接種

費用負担

1人につき3回を限度に全額公費負担

講演会の開催

「子宮頸がん予防ワクチンについて」
医師による啓発のための講演会を開催

その他

- ・平成23年度は、対象者を中学1年生～3年生まで追加拡大して実施予定。
- ・平成23年度は、新規に定期外予防接種助成事業として、子宮頸がんワクチンのほかに、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、水痘ワクチン、おたふくかぜワクチンの助成事業を実施予定。

子宮頸がん予防ワクチン接種の流れ

対象者への個人通知(予診票及び案内文)

医療機関への予約

医療機関にて接種(3回)

接種スケジュール

1回目

開始

2回目

1ヵ月後

3回目

開始から6ヵ月

医療機関から村へ接種費用の請求

村から医療機関へ接種費用の支払い

周知方法

- ・広報「とうかい」、ホームページ
- ・対象者への個人通知
- ・医療機関・公共機関施設掲示
- ・中学校の保健だより等

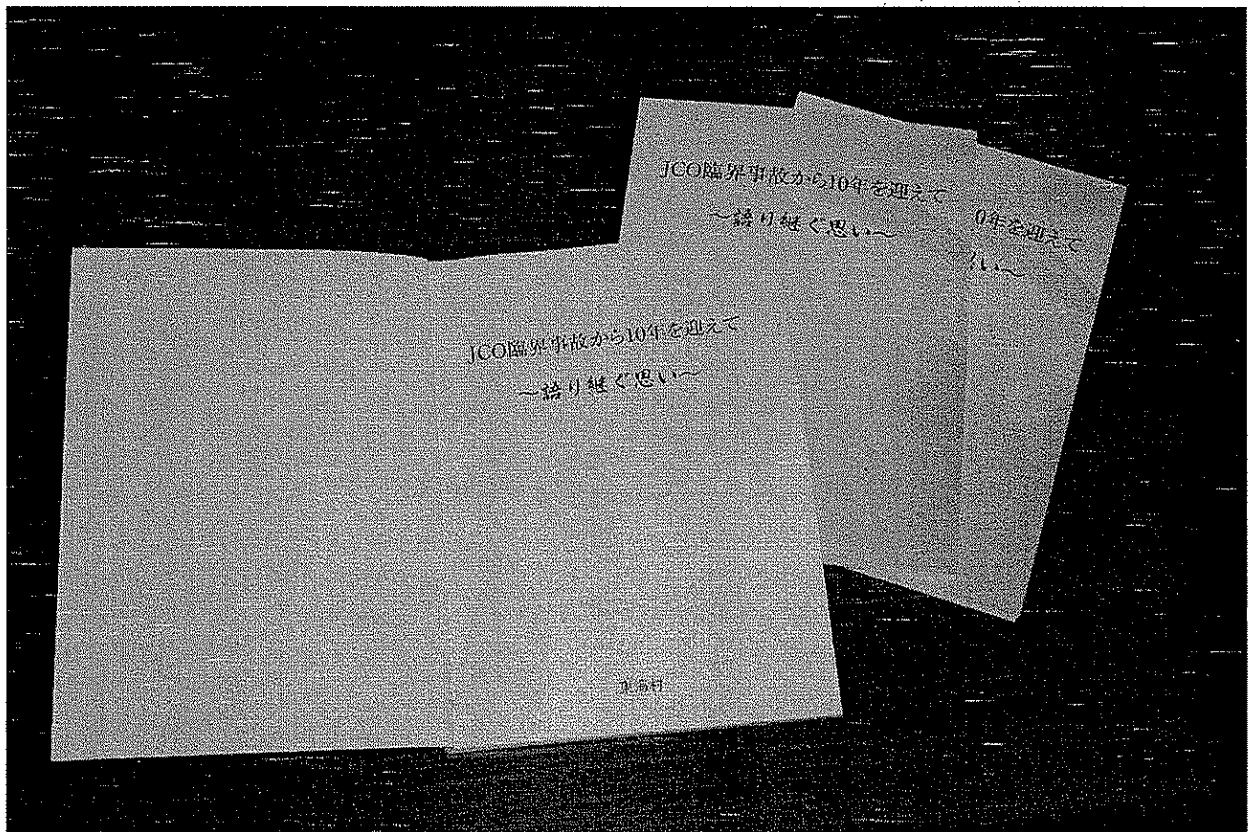
「JCO 臨界事故から10年を迎えて～語り継ぐ思い～」の発行について

平成11年に起こったJCO臨界事故から昨年で10年を迎えました。村では、事故を後世に語り継ぎ、事故の風化を防ぐため、事故に関わられた方等の体験談や思いを文集としてまとめることとしました。

公募及び寄稿依頼により87名の方から御協力をいただくことができ、この度文集として発行することができました。

文集は、図書館及び各コミュニティセンターに配備しておりますので、是非御覧下さい。部数に限りはございますが、5階原子力対策課まで、お越しいただければ、配付いたしております。

また、村のホームページの原子力対策課のところに文集のPDF版を掲載いたしましたの、併せて御利用下さい。



(お知らせ)

平成23年東海村成人の集い開催について

【目的】 成人者が一堂に会して、お互いに大人として尊重しあう心と責任ある行動を誓い合う機会を提供します。

【特徴】 新成人者で構成する「成人の集い実行委員会」を組織し、企画及び運営を行います。

【アトラクション】 家族や地域の方々からのお祝いメッセージを募集し、式典当日に発表します。

【テーマ】 WILL ～二十歳の決意～

記

日時 平成23年1月8日(土) 午前10時開会

会場 東海文化センター

問い合わせ 東海村教育委員会社会教育課 生涯学習担当

(電話029-287-0851)

※成人者 330名(男169名・女161名)

※実行委員数 9名(東海中卒業…男1女5 東海南中卒業…男2女1)

定例記者会見資料

平成23年東海村消防出初式

平成23年の年頭にあたり、東海村消防の人員・装備を披露し、村民に対する防火・防災意識の啓発と職・団員の士気高揚を図り、併せて、防火防災関係者・村民一体となった安全で安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的に、新春恒例の消防出初式を挙ります。

出初式では、幼年消防クラブの演技、消防車両・職・団員・防火防災関係者による行進が行われます。

日 時	平成23年1月9日（日）午前9時30分から11時35分
場 所	東海文化センター及び周辺
問い合わせ先	東海村消防本部消防課（電話 029-282-2038）

平成23年東海村消防出初式実施内容

- 1 日 時 平成23年1月9日(日)
午前9時30分から11時35分
- 2 場 所 東海文化センター及び周辺
- 3 目 的
東海村の現消防力、人員・装備を披露するとともに消防団・自衛消防隊・幼年消防クラブ・自主防災組織・婦人防火クラブ等の防災関係者の士気高揚を図り、また、村民に対する防火・防災意識の啓発を行い、防火防災関係者・村民一体となった安全で安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的に実施いたします。
- 4 内 容
 - ① 式 典
消防庁長官表彰、茨城県知事表彰、茨城県知事・茨城県消防協会長表彰、茨城県消防協会長表彰、東海村長表彰、東海村消防団長表彰
 - ② 幼年消防クラブ(宿幼稚園、舟石川幼稚園、南台保育園、サンフラワーこどもの森保育園)による遊戯。
 - ③ 消防署、消防団、原子事業所による一斉放水訓練。
 - ④ 分列行進及び観閲
- 5 参加機関
(独)日本原子力研究開発機構
東海研究開発センター 原子力科学研究所
東海研究開発センター 核燃料サイクル工学研究所
日本原子力発電株式会社 東海発電所
東京電力(株)中央火力事業所 常陸那珂火力発電所
百塚区自治会自衛消防団
南台区自治会自主防災会
原子力機構百塚区自治会自主防災組織
原子力機構箕輪区自治会自主防災組織
緑ヶ丘区自治会自主防災会

舟石川三区自主防災防犯委員会
豊白区自治会自主防災組織
まさき美咲会婦人防火クラブ
石神小学校少年消防クラブ
白方小学校少年消防クラブ
照沼小学校少年消防クラブ
宿幼稚園幼年消防クラブ
舟石川幼稚園幼年消防クラブ
サンフラワーこどもの森保育園幼年消防クラブ
南台保育園幼年消防クラブ

6 その他

- ① コーヒー・スープの無料配布を実施。
- ② 荒天時は、午前9時30分から東海文化センターにおいて、式典のみを実施いたします

平成22年第4回東海村議会定例会提出議案一覧表

議運 11月26日(金) 会期 11月30日(月) から12月15日(水) まで

番 号	提 出 議 案 名	提 出 課 名	備 考
議案第72号	東海村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	人事課	
議案第73号	東海村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	人事課	先議
議案第74号	東海村奨学基金及び奨学金貸与に関する条例の一部を改正する条例	学校教育課	
議案第75号	指定管理者の指定について(東海文化センター)	社会教育課	
議案第76号	指定管理者の指定について(東海駅コミュニティ施設)	社会教育課	
議案第77号	指定管理者の指定について(東海村スポーツ施設)	社会教育課	
議案第78号	東海村総合計画基本構想について	政策推進課	
議案第79号	村道路線の変更について	道路整備課	
議案第80号	平成22年度東海村一般会計補正予算(第5号)	財務課	
議案第81号	平成22年度東海村国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	財務課	
議案第82号	平成22年度東海村介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	財務課	
議案第83号	平成22年度水戸・勝田都市計画事業東海駅西土地地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)	財務課	
議案第84号	平成22年度水戸・勝田都市計画事業東海駅東土地地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)	財務課	
議案第85号	平成22年度水戸・勝田都市計画事業東海駅西第二土地地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)	財務課	
議案第86号	平成22年度水戸・勝田都市計画事業東海中央土地地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)	財務課	
議案第87号	平成22年度水戸・勝田都市計画事業東海村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	財務課	
議案第88号	平成22年度東海村水道事業会計補正予算(第1号)	水道課	

議案第89号	平成22年度東海村病院事業会計補正予算(第2号)	保健年金課	
議案第90号	備品購入契約締結事項中の変更について	消防課	
議案第91号	財産取得の変更について	都市政策課	
議案第92号	水戸地方広域市町村圏協議会の廃止について	政策推進課	

平成22年第4回東海村議会定例会追加提出議案一覧表

議運 12月14日(火) 会期 11月30日(月)から12月15日(水)まで

番号	提出議案名	提出課名	備考
議案第93号	東海村一般職の任期付村費教職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	学校教育課	
同意第3号	東海村教育委員会委員の任命について	学校教育課	